

# 外国人留学生 ハンドブック

2024

# 目次

---

はじめに	3
第1章 グローバル教育センター	4
1. グローバル教育センターについて	4
2. グローバル教育センターからのお知らせ	6
第2章 学生生活上の諸手続きと関連事務室	8
1. 学費の納入	8
2. 休学・退学・除籍等について	9
3. その他の手続き	12
第3章 日本に在留するための諸手続き	15
1. 在留資格の変更	18
2. 在留期間の更新	20
3. 再入国について	23
4. 資格外活動許可（アルバイト）	25
5. 就職活動のための在留資格「特定活動」	28
6. 就職のための在留資格	31
7. その他の届出	32
第4章 奨学金・授業料減免	34
1. 学部生の奨学金	35
2. 大学院生の奨学金	42
3. 授業料減免制度	48
第5章 健康管理	51
1. 学内の医療（診療所・健康診断）	51
2. メンタルヘルス	53
3. 病気やケガのときの対応	55
第6章 学生生活を保証する保険制度	57
1. 国民健康保険	58
2. 学生教育研究災害傷害保険	59
3. 法政大学が推薦する保険	60

第7章 日常生活と各種手続き	61
1. 医療費、年金、税金	61
2. マイナンバー	63
3. 銀行、郵便局	64
4. 外国人のための生活相談所	66
第8章 住居	67
1. 住居について	67
2. 法政大学の寮	68
3. 学生会館・企業の社員寮等	69
4. 個人で部屋探しをする	70
第9章 学生生活上の注意	74
1. 飲酒・喫煙について	74
2. 薬物乱用について	74
3. 学外組織による勧誘	75
第10章 日本での就職	76
1. 日本の就職活動の特徴と留学生ならではの課題	76
2. 法政大学の就職支援	78
第11章 緊急時の対応（災害・休講・事故）	79
1. 災害（地震・火災・大雨・台風など）	79
2. 事故・事件・救急	82
第12章 入学前・卒業前チェックリスト	86
1. 入学前チェックリスト	86
2. 卒業前チェックリスト	88
付録1. 法政大学の国際交流関係の学生組織	91
付録2. グリーン・ユニバーシティをめざして	95

# はじめに

---

## 留学生の皆さん、ご入学おめでとうございます🌸

法政大学は、1880年創立の日本有数の総合大学です。創立以来、多くの留学生が本学で研究・勉学を行い、目標を達成してきました。

留学中は言葉やものの考え方など様々な面で出身国とは異なる環境で生活しなければならず、困難に直面することもあるかもしれません。しかし、初心を忘れず留学の目標が達成できるよう最後までやりぬいていただきたいと思います。自らの働きかけと努力が全ての第一歩となります。

このハンドブックには、皆さんが本学で留学生活を送る上で、役立つ情報が掲載されています。

「外国人留学生のための制度」「奨学金・授業料減免」「健康管理」「在留資格・諸手続き」などをわかりやすくまとめたものです。知っておくべき重要な内容ですので、必ず全体を読み、本学での生活のために活用していただきたいと思います。

本文にあるように、勉学上の問題や日常生活の問題に関しては、所属学部の指導教員をはじめ、学部・大学院事務担当、学生相談室そしてグローバル教育センターの担当者がいます。なにか困ったことやわからないことがあれば、遠慮せず相談してください。

皆さんの貴重な留学生活が、有意義で充実したものになるよう、グローバル教育センター一同、心から応援しています。



法政大学グローバル教育センター

## 第1章

### グローバル教育センター

## 1. グローバル教育センターについて

各キャンパスのグローバル教育センター・グローバル担当では、外国人留学生の皆さんに以下のサポートをしています。学生生活上の相談にも応じていますので、気軽にメールや電話、来室して活用してください。

### 1. 学生生活に関すること

在留資格に関する指導・手続き、学生保険、宿舎等の案内

### 2. 奨学金等に関すること

留学生を対象とした各種奨学金の応募・選考・申請、授業料減免の実施

### 3. 各種国際交流行事に関すること

留学生会・国際学生交流会活動補助、各種国際交流行事等の開催、案内等

下記のウェブサイトやチャットボット、よくある質問もぜひ活用してください。

#### <🌐法政大学ウェブサイト>

法政大学グローバル教育センター

<https://www.global.hosei.ac.jp/>

よくある質問/FAQ

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/%e3%82%88%e3%81%8f%e3%81%82%e3%82%8b%e8%b3%aa%e5%95%8f%ef%bc%8ffa/>

就学中のサポートデスク

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/seikatsu/support/>

#### <🌐チャットボット>

春入学外国人留学生向けチャットボット

[https://app.chatplus.jp/chat/visitor/7582750a\\_1?t=btn](https://app.chatplus.jp/chat/visitor/7582750a_1?t=btn)

## 第1章

# グローバル教育センター

## 各キャンパス グローバル窓口

### 市ヶ谷キャンパス

グローバル教育センター（大内山校舎 2 階）電話：03-3264-5475

月曜～金曜 9：00～17：00（昼休み 11:30～12:30）

〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1

Email：[gso@hosei.ac.jp](mailto:gso@hosei.ac.jp)

### 多摩キャンパス

多摩グローバル担当（総合棟 B1）電話：042-783-2130

月曜～金曜 9：00～17：00（昼休み 11:30～12:30）

Email：[tamaglobal@hosei.ac.jp](mailto:tamaglobal@hosei.ac.jp)

### 小金井キャンパス

小金井グローバル担当（国際交流支援室）（管理棟 3F）電話：042-387-7018

月曜～金曜 9：00～17：00

Email：[kglobal@hosei.ac.jp](mailto:kglobal@hosei.ac.jp)

また、各キャンパスに **G ラウンジ** を設けており、外国人留学生同士や日本人学生との交流の場として開放されています。ERP（英語強化プログラム）や語学試験講座の申込み受付も行っています。

< [法政大学ウェブサイト](https://www.hosei.ac.jp)>

G ラウンジ

[https://www.global.hosei.ac.jp/programs/oncampus/g\\_lounge/](https://www.global.hosei.ac.jp/programs/oncampus/g_lounge/)

## 第1章

### グローバル教育センター

## 2. グローバル教育センターからのお知らせ

### (1) 掲示や E-Mail による連絡

グローバル教育センターでは、奨学金募集などの情報をウェブサイトや E-Mail の配信等でお知らせします。また多摩や小金井グローバル担当では事務室内の掲示板で行います。

そのほか**日常の連絡事項、学内外の行事の案内等**を行いますので、**グローバル教育センターのホームページや大学付与の E-mail アドレス**（\*(5)メールニュースの配信の項に詳細説明有）に送られてくるメールを必ず確認してください（大学院生は各大学院事務の掲示板もご覧ください）。

### (2) 新年度の提出書類

以下の書類をオンラインシステムで提出してください。また、期限までに提出のない人は奨学金や授業料減免は受けられません。提出方法・期限については別途連絡します。

①外国人留学生データ票

②パスポートのコピー（顔写真のページ）

※在留資格「留学」を申請中の場合は「申請 APPLICATION」スタンプのあるページ、または入国管理局で申請書類提出時に受け取った受理票も提出してください。

③在留カードのコピー（両面）

※カード表面の右上の番号がはっきり写っているか、確認してください。

④銀行預金口座の通帳コピー（銀行名・支店名・口座番号・名義人氏名が記載してある部分）

⑤授業料減免申請

⑥奨学金申請（学部生のみ）

☆やむを得ない事情で締切までに提出できない場合は必ず事前にグローバル教育センターまでご相談下さい。

### (3) 連絡先変更届（住所・自宅／携帯電話番号など）

本人・保証人・緊急連絡先の住所等の変更は情報システムから申請してください。

## 第1章

# グローバル教育センター

引越しをする場合は「第3章 7.その他の届出 住居地の届出」を確認して手続きしてください。

### (4)一時出国報告について

一時帰国や留学等で日本を離れる場合は「一時出国届」をグローバル教育センターに提出してください。

一時出国届 (Notification of Temporary Departure)

<https://ws.formzu.net/fgen/S90620104/>

### (5)メールニュースの配信

グローバル教育センターから留学生の皆さんに、学生生活に関わるさまざまな情報をメール配信しています（毎月1・2回程度）。また、災害時など掲示板の確認が困難な際には重要な連絡を配信することがありますので、必ず定期的に確認してください。ただし、このメールニュースは掲示板に取って代わるものではなく、あくまでも情報伝達の補助的なサービスとして発信しています。正確な情報は必ず掲示板を確認してください。

#### ☆配信対象

本学に在籍する私費留学生。ただし、新入生の登録には時間がかかるため、新入生へのメールニュース配信の開始時期が遅れることがあります。

#### ☆配信方法

大学から付与されているメールアドレス（Gmail@stu.hosei.ac.jp）宛に送信します。Gmailはwebメールなのでインターネットがつながる環境であればどこからでも確認できます。また、簡単な設定で他のメールアドレスや携帯電話へ転送することも可能です（下記URL先の「自動転送設定 学生向けの設定」を参照）。

<参考> [https://netsys.hosei.ac.jp/manual/manual\\_list.html](https://netsys.hosei.ac.jp/manual/manual_list.html)

## 第2章

### 学生生活上の諸手続きと関連事務室

#### 1. 学費の納入

入学手続き時に納入する学費を除き、**学費振込依頼書は原則、皆さんの住所宛に郵送**されます。紛失しないように気をつけてください。また、授業料減免申請をし、適用が決まると、授業料減免額相当の奨学金が後日支給されます。スケジュールは以下のとおりです。授業料減免制度については、第4章をご確認ください。

内容	新入生	在学生
授業料減免申請	3月下旬～4月上旬	
春・秋学期学費納付書発送		4月上旬
春学期学費納入期限		4月30日
秋学期学費納付書発送	6月下旬	
授業料減免申請結果発表	7月下旬	
秋学期学費納入期限	9月30日	
授業料減免奨学金振込（春学期分）	11月下旬	
授業料減免奨学金振込（秋学期分）	3月下旬	

※定められた期間内に学費を納入しないと学則（学部第39条第1号、大学院第39条第1号）により除籍となります。

※やむを得ない事情により、期限までに学費を納入できない場合は、所定の手続きを取ることで、納付期限を延期することができます。各学部事務もしくは各キャンパスの学生センターに相談してください。

（大学院生には延納制度はありません。）

<  法政大学ウェブサイト >

大学内で必要な諸手続き

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/seikatsu/tetsuzuki/>

## 第2章

### 学生生活上の諸手続きと関連事務室

## 2. 休学・退学・除籍等について

病気またはその他のやむを得ない事情で休学・退学を希望する場合は、まず所属の学部・研究科窓口に相談の上、手続等を確認してください。

### (1) 休学

休学を予定する場合は本章や大学ウェブサイト記載の内容についてよく理解した上で、保証人の方とも相談して休学するか判断してください。

#### 兵役休学について

母国の兵役により休学する場合、所定の手続きを取ると休学在籍料相当額を兵役から大学復帰後に奨学金として支給します。下記ウェブサイトを参照してください。

#### <法政大学ウェブサイト>

兵役により休学する方へ / Leave of Absence for Military

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/%e5%85%b5%e5%bd%b9%e3%81%ab%e3%82%88%e3%82%8a%e4%bc%91%e5%ad%a6%e3%81%99%e3%82%8b%e6%96%b9%e3%81%b8/>

#### <法政大学ウェブサイト>

各種申請・手続き 休学

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/shinsei/kyugaku/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

### はじめに

「休学」は、その期間 大学に通わない = 留学生としての活動を行わない こととなります。

そのため日本に滞在する理由がないとみなされるので、**原則速やかに帰国**しなければなりません。

日本出国時に**空港で在留カードを返却**してください。

## 第2章

### 学生生活上の諸手続きと関連事務室

また、**休学中に日本に滞在してアルバイトをすることは禁止**されています。絶対にしてはいけません。経済的理由で休学を考えている場合は注意してください。

#### 学籍について 各学部・研究科窓口で確認

休学できる期間・タイミングについて、必ず**事前に学部・研究科の窓口で相談**してください。休学をすると、原則として翌年は留年となります。正確にはこれまでの在籍状況や成績によって異なりますので、各学部・研究科窓口で確認してください。また、必修科目や卒業に必要な科目の履修についてもよく確認し、復帰後の履修計画をきちんと立ててから休学をしてください。

#### 授業料減免・奨学金について グローバル教育センターで確認

休学により留年した場合、**大学に復帰した年の授業料減免は原則対象外**となります。また、**学部生については留学生向けの学内選考奨学金も原則、対象になりません**。詳細は個人によって異なりますのでグローバル教育センターで確認して下さい。

#### 在留資格について グローバル教育センターで確認

休学をすると、原則として翌年は留年となります。そのため、次回以降の在留期間更新申請で、なぜ休学をしたのかを説明する理由書を出入国在留管理局から求められます。**理由書の内容や在籍状況、成績状況が著しく悪い場合は在留資格が不交付となる場合があります**のでご注意ください。

復帰にあたって、有効な在留カードを持っていない方は、グローバル教育センターで**在留資格認定申請**のサポートを行います。下記ウェブサイトを確認してください。

#### <🌐法政大学ウェブサイト>

【海外に滞在中の留学生対象】在留資格認定申請について / Application for Certificate of Eligibility

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/zairyu/nintei/>

## (2) 退学・除籍等

退学・除籍となり法政大学から離籍する場合、「**留学**」の在留期間が残っていても、**帰国しなければなりません**。在留資格「留学」のまま滞在することは違法となります。日本出国時に**空港で在留カードを返却**してください。

## 第2章

### 学生生活上の諸手続きと関連事務室

国の要請により、大学は退学、除籍または所在不明となった学生について文部科学省および出入国在留管理局に報告します。退学、除籍となった場合は以下の手続きをとるとともに、速やかに帰国してください。もし、日本の他大学への進学や日本での就職等の理由で日本に滞在し続ける場合は、直ちに「留学」から適切な在留資格に変更する必要があります。

また、退学・除籍となってから14日以内に出入国在留管理局へ「**所属機関に関する届出**」を提出してください。詳しくは「第3章 日本に在留するための諸手続き 所属機関に関する届出」を参照してください。

帰国したら速やかに、パスポートの日本から出国したことがわかるページ（出国スタンプのあるページ）のコピーに氏名・学生証番号を記入し、下記のグローバル教育センター宛に郵送、もしくは下記メールアドレスにメール添付で送信してください。

<パスポートコピーの提出先>

〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1  
法政大学グローバル教育センター 国際支援課 行

Email: [gso@hosei.ac.jp](mailto:gso@hosei.ac.jp)

<🌐法政大学ウェブサイト>

各種申請・手続き 退学・復学

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/shinsei/taigaku/>

各種申請・手続き 除籍・復籍

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/shinsei/joseki/>

## 第2章

### 学生生活上の諸手続きと関連事務室

## 3. その他の手続き

### (1) 証明書の発行

下記表の証明書については証明書自動発行機で発行できます。発行には、学生証が必要です。

その他の証明書については大学ウェブサイトを参照してください。

※大学院生が法政大学の学部生時の成績証明書などを取得する場合は、卒業した学部の窓口で発行します。

#### <法政大学ウェブサイト>

各種申請・手続き 証明書の発行

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/shinsei/shomei/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

#### 《証明書自動発行機で発行できる証明書》

証明書の種類	料金
<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 成績証明書 <input type="checkbox"/> 履修登録科目証明書 <input type="checkbox"/> 卒業（修了）見込証明書（最終学年のみ） <input type="checkbox"/> 成績卒業（修了）見込証明書（最終学年のみ） <input type="checkbox"/> 卒業（修了）証明書予約票（卒業・修了決定者のみ） <input type="checkbox"/> 成績卒業（修了）証明書予約票（卒業・修了決定者のみ） <input type="checkbox"/> 健康診断証明書（学部4年生・大学院生）*学部1-3年生は診療所で発行	1通につき200円
<input type="checkbox"/> 健康診断結果のお知らせ（年1回、1人1枚限り） <input type="checkbox"/> 学割証	無料

## 第2章

### 学生生活上の諸手続きと関連事務室

#### 《証明書自動発行機の設置場所と発行時間（授業期間中）》

	設置場所	月～金曜日	土曜日
市ヶ谷 キャンパス	大内山校舎 1 階	9 : 00～21 : 00	9 : 00～17 : 00
	新一口坂校舎 1 階	9 : 00～18 : 40	9 : 00～17 : 00
	大学院棟 1 階事務室	9 : 00～17 : 00 4 月と 9 月は～19 : 00	9 : 00～12 : 00 4 月と 9 月は～15 : 00
	田町校舎 2 階	9 : 00～17 : 00	休業
多摩 キャンパス	各学部事務室	9 : 00～17 : 00	9 : 00～12 : 00
小金井 キャンパス	管理棟 2 階 小金井事務室前	9 : 00～17 : 00	9 : 00～12 : 00

※日曜日・祝日は発行できません。（授業実施日を除く）

※授業期間外は上記ウェブサイトを参照

## （2） 学則

学校法人法政大学の学則は以下のウェブサイトをご覧ください。

<🌐法政大学ウェブサイト>

修学上の情報 学則

<https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/acquire/gakusoku/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

## 第2章

### 学生生活上の諸手続きと関連事務室

#### (3) 各種届け出先一覧

<法政大学ウェブサイト>

在学生の方へ 各種申請・届出

<https://www.hosei.ac.jp/gs/zaigakusei/shinsei/?auth=9abbb458a78210eb174f4bd&d385bcf54>

内容	学部生			大学院生	
	市ヶ谷	多摩	小金井	市ヶ谷・多摩	小金井
学生証の再交付	各学部・大学院事務窓口				
住所・電話番号など 連絡先の変更	法政大学情報ポータル of 学生情報登録申請より申請 (そのほかの手続きもあるため、「第3章 7.その他の届出 住居地の届出」も参照)				
悩み/相談があるとき	各キャンパスの学生相談室・グローバル教育センター				
アルバイト・アパートの紹介	学生センター 厚生課	学生センター 多摩 学生生活課	学生センター 小金井 学生生活課	学部生と同様	
・留学生向け奨学金の 申込み ・選考を伴う留学生向け 住居の申込み	グローバル 教育センター	多摩 グローバル 担当	小金井 グローバル担 当(国際交 流支援室)	各大学院事務 窓口(市ヶ谷) 多摩学生生活課	小金井 学生生活課
休学・退学・復学など	各学部・大学院事務窓口				
就職情報の入手	各キャンパスのキャリアセンター				
落とし物をしたとき	学生センター 市ヶ谷 学生生活課	各建物の 事務窓口	学生センター 小金井 学生生活課	各大学院事務 窓口	学生センター 小金井 学生生活課

## 第3章

# 日本に在留するための諸手続き

外国人留学生の皆さんは、大学で教育を受ける目的のため日本在留が許可されており、「出入国管理及び難民認定法」の定めに従い、在留資格の取得・更新などの手続きが必要です。申請は最寄りの地方入国管理局（次ページ参照）で行います。手続きには時間がかかるので、余裕を持って間違いのないよう申請してください。

## 「在留資格」と「VISA（査証）」の違い

在留資格	VISA（査証）
日本に長期滞在するための資格	日本に入国しやすくなる推薦状
<p>入国審査時に付与され、許可された期間、有効となる。</p>	<p>入国前に取得し、入国時のみ有効となる。</p>
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">   </div> <p>入国時に空港等で発行、期間更新は出入国在留管理局で行う。</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>在外大使館・総領事館に申請後、パスポートに添付される。</p> </div>
法務省（入国管理局）所管	外務省（在外大使館・総領事館）所管
許可された活動を行わなくなった場合（「留学」を持っている学生が大学を卒業した場合等）は有効期限の有無にかかわらず失効となる。	数次有効でない場合は、一度その査証を使って入国した後は失効となる。

# 第3章

## 日本に在留するための諸手続き

### 東京出入国在留管理局

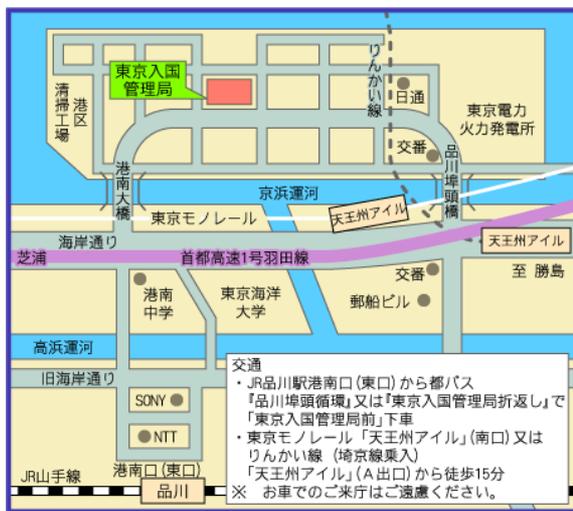
< 出入国在留管理庁ウェブサイト >

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

東京出入国在留管理局 留学審査部門 0570-034259 内線 410 在留審査「留学関係」

〒108-0075 東京都港区港南 5-5-30

【受付時間】 9:00～16:00 (土日、祝祭日を除く)



#### 申請予約システムのご案内 (品川庁舎のみ対応)

予約システムを利用することで待ち時間を短縮できます。

- ・希望日の9:00-15:30までの30分ごとの予約枠 (各枠最大20名)
- ・予約は簡単な操作で24時間いつでも可能です。

詳しい利用案内やよくある質問はこちらから↓

[https://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/shinsei\\_yoyaku.html](https://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/shinsei_yoyaku.html)

予約時刻	残数	予約時刻	残数
09:00	19件	13:00	18件
09:30	14件	13:30	10件
10:00	18件	14:00	19件
10:30	0件	14:30	10件
11:00	20件	15:00	17件
11:30	8件	15:30	19件
12:00	0件	16:00	0件
12:30	0件		

## 第3章

### 日本に在留するための諸手続き

東京出入国在留管理局 立川出張所 042-528-7179

〒186-0001 東京都国立市北 3-31-2 立川法務総合庁舎

【受付時間】 9:00～16:00（土日、祝祭日を除く）



## 在留資格や手続きの相談

### 外国人総合相談支援センター

在留手続きをはじめ、日本での生活に必要な手続き全般に関する相談・案内に応じるための、出入国管理局・地方公共団体による支援センターです。外国語（英語、中国語等）でも対応していますので気軽に利用してください。

- ◎東京都新宿区歌舞伎町 2 - 4 4 - 1 東京都健康センター「ハイジア」1 1 階  
しんじゅく多文化共生プラザ内  
TEL 03-3202-5535 / TEL・FAX 03-5155-4039

### 外国人在留総合インフォメーションセンター

入国手続や在留手続に関する相談・案内に応じるための、出入国管理局によるインフォメーションセンターです。外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応していますので気軽に利用してください。

- ◎東京都港区港南 5 - 5 - 3 0 ◎神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7  
TEL 0570-013904 (IP、海外：03-5796-7112)  
Eメール（日本語・英語のみ）：info-tokyo@i.moj.go.jp

## 第3章

# 日本に在留するための諸手続き

## 1. 在留資格の変更

日本の大学で学ぶためには、基本的には在留資格「留学」を得る必要があります。「短期滞在」の在留資格で大学に在籍することはできません。また、「家族滞在」「定住者」などの在留資格でも法政大学に入学することはできますが、奨学金や授業料減免といった留学生対象の各種補助制度は利用できませんのでご了承ください。

<🌐法政大学ウェブサイト>

【日本に滞在中の留学生対象】在留資格「留学」への変更許可について

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/zairyu/henkou/>

## 在留資格変更許可申請に必要な書類等

### (1) 在留資格変更許可申請書 ※「申請人作成」の3枚 と「所属機関作成」の2枚

「申請人作成」の3枚

上記ウェブサイトから書式をダウンロードして本人が作成します。

「所属機関（＝法政大学）作成」の2枚

上記ウェブサイトからグローバル教育センターにオンライン申請するか、各キャンパスのグローバル教育センター・グローバル担当に申し込んでください。

発行に数日かかることもありますので、余裕を持って申し込みをしてください。

（小金井キャンパスの大学院生は小金井大学院担当へ申込）

### (2) 在学証明書

正規生：証明書自動発行機にて発行

研修生・研究生：研究科窓口で発行

研修生は履修時間に関する注意事項、研究生は研究内容に関する注意事項、を記載した証明書が必要です。研究科窓口で必ず「VISA用の在学証明書」を取得してください。

入学前に申請する場合は、在学証明書の代わりに以下を用意してください。

学部生：法政大学の入学許可通知書

（申請用紙をメール送付 <https://www.global.hosei.ac.jp/news/news-2024-36051/>）

大学院生：法政大学院の入学許可書（大学院窓口に依頼して取得）

## 第3章

### 日本に在留するための諸手続き

#### (3) 成績証明書

法政大学の成績証明書は証明書自動発行機で発行してください。オンライン発行は上記ウェブサイトを参照してください。

新入生が春学期中に申請する場合は、法政大学の成績は不要。但し、法政大学の成績が無い場合は、前学校の卒業証明書及び成績証明書が必要になります。

#### (4) 学生証 ※入学前に申請する場合は不要

#### (5) 資格外活動許可申請書 ※アルバイトをする人は必ず申請、上記ウェブサイトに書式と記入例があります

#### (6) 在留カード

#### (7) パスポート

#### (8) 国民健康保険証

#### (9) 経費支弁書 ※預金残高がわかる通帳のコピーやスクリーンショット、収入証明書等。日本語か英語以外の場合は日本語訳を添付すること

#### (10) 変更理由書 ※上記ウェブサイトにサンプル書式があります

#### (11) 手数料 4,000 円

※出入国在留管理局から、その他の証明書等の提出を求められることがあります。

※在留カードの漢字氏名表記を希望する場合は上記ウェブサイトを参照してください。

#### ★ 新しい在留カードの交付を受けたら、必ず大学にすぐ提出してください ★

以下の「在留カード提出フォーム」でカード表裏の写真を送信してください。

提出しないと、今後の在留期間更新や奨学金等のご案内ができない場合があります。

<https://ws.formzu.net/fgen/S93822922/>

#### ★ ご利用の金融機関の登録を更新しましょう ★

変更前の在留カードを登録している場合、その在留期限が過ぎると口座取引に制限がかかることがあります。

(ゆうちょ、三井住友、みずほ、ほか)

ご利用の金融機関に確認し、新しい在留カードの情報に更新することをおすすめします。

## 第3章

# 日本に在留するための諸手続き

## 2. 在留期間の更新

留学生（在留資格「留学」の学生）の在留期間は、出入国在留管理局によって決定されます。進学、進級などで引き続き日本に滞在するためには、在留期間更新の手続きが必要です。**在留期間満了日を過ぎて日本に滞在していた場合は「不法残留」となり、強制退去の対象となります。余裕を持って更新手続きを行ってください。在留期間満了日の3ヶ月前から申請可能**です。

※海外から在留期間の更新はできません。日本を離れていて在留期間がなくなる場合は新たに在留資格、ビザを取得する必要があり、そのためには在留資格認定証明書申請が必要です。次項「3.再入国について」を参照してください。

<🌐法政大学ウェブサイト>

【日本に滞在中の留学生対象】在留期間更新申請について

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/zairyu/koushin/>

### 在留期間更新許可申請に必要な書類

#### (1) 在留資格変更許可申請書 ※「申請人作成」の3枚 と「所属機関作成」の2枚

「申請人作成」の3枚

上記ウェブサイトから書式をダウンロードして本人が作成します。

「所属機関（＝法政大学）作成」の2枚

上記ウェブサイトからグローバル教育センターにオンライン申請するか、各キャンパスのグローバル教育センター・グローバル担当に申し込んでください。

発行に数日かかることもありますので、余裕を持って申し込みをしてください。

（小金井キャンパスの大学院生は小金井大学院担当へ申込）

#### (2) 在学証明書

正規生：証明書自動発行機にて発行

研修生・研究生：研究科窓口で発行

研修生は履修時間に関する注意事項、研究生は研究内容に関する注意事項、を記載した証明書が必要です。研究科窓口で必ず「VISA用の在学証明書」を取得してください。

入学前に申請する場合は、在学証明書の代わりに以下を用意してください。

学部生：法政大学の入学許可通知書

## 第3章

# 日本に在留するための諸手続き

(申請用紙をメール送付 <https://www.global.hosei.ac.jp/news/news-2024-36051/>)  
大学院生：法政大学院の入学許可書（大学院窓口に依頼して取得）

### (3) 成績証明書

法政大学の成績証明書は証明書自動発行機で発行してください。オンライン発行は上記ウェブサイトを参照してください。

取得単位数が極端に少ない場合は、在留期間更新が不許可となる場合があります。

新入生は下表の●印の書類が必要です。

		法政大学の直近の成績証明書	前学校の卒業証明書と出席や成績の証明書
日本の学校（日本語学校を含む）から法政大学に入学	入学前もしくは春学期に申請	—	●
	入学後初めてで、秋学期以降に申請	●	●
母国の学校から法政大学に入学	入学前もしくは春学期に申請	—	—
	入学後初めてで、秋学期以降に申請	●	—

(4) 学生証 ※入学前に申請する場合は不要

(5) 資格外活動許可申請書 ※アルバイトをする人は必ず申請、上記ウェブサイトに書式と記入例があります

(6) 在留カード

(7) パスポート

(8) 国民健康保険証

(9) 経費支弁書 ※預金残高がわかる通帳のコピーやスクリーンショット、収入証明書等。日本語か英語以外の場合は日本語訳を添付すること

(10) 履修登録科目通知書 ※履修登録画面からダウンロード。入学前の新入生は不要。

(11) 理由書 ※現課程で留級や兵役以外での休学をしたことがある場合のみ

(12) 手数料 4,000 円

※非正規生から正規課程に進学した場合は上記ウェブサイトを参照してください

※出入国在留管理局から、その他の証明書等の提出を求められることがあります。

※在留カードの漢字氏名表記を希望する場合は上記ウェブサイトを参照してください。

## 第3章

### 日本に在留するための諸手続き

**★ 申請後、新しい在留カードの交付まで「申請受付票」を常に携帯してください ★**

入管で在留更新申請をすると「申請受付票」を渡されます。

新しいカードを後日受け取るまでは、この申請受付票を常に携帯して下さい。

**★ 新しい在留カードの交付を受けたら、必ず大学にすぐ提出してください ★**

以下の「在留カード提出フォーム」でカード表裏の写真を送信してください。

提出しないと、今後の在留期間更新や奨学金等のご案内ができない場合があります。

<https://ws.formzu.net/fgen/S93822922/>

**★ ご利用の金融機関の登録を更新しましょう ★**

更新前の在留カードを登録している場合、その在留期限が過ぎると口座取引に制限がかかることがあります。

(ゆうちょ、三井住友、みずほ、ほか)

ご利用の金融機関に確認し、新しい在留カードの情報に更新することをおすすめします。

## 第3章

### 日本に在留するための諸手続き

## 3. 再入国について（みなし再入国許可、在留資格認定証明書）

母国への帰省等で日本から出国し、1年以内に同じ在留資格で再入国する場合は、再入国カード（EDカード）の **みなし再入国を希望する** 旨の記入欄にチェック☑を入れて出国してください。ただし現在の在留期間が出国後1年以内に終了する場合は、再入国期限は在留期限までとなりますので、注意してください。

留学生が休学等で **3ヵ月以上日本を離れる場合は**、みなし再入国希望はしないで、日本出国時に**在留カードを空港で返納**して出発してください。再度、法政大学での勉強のため**日本に戻る際に、在留資格認定証明書（CoE）交付申請を行う**必要があります。下記大学ウェブサイトをご参照ください。詳しくは個別にお話ししますので、出国前にグローバル教育センターに早めにご相談ください。

派遣留学の場合等も個別にご相談ください。

※いずれの場合も日本国外に出国する場合は、必ず大学に「一時出国届」を提出してください。

<https://ws.formzu.net/fgen/S90620104/>

### みなし再入国許可申請に必要な書類

- ① 再入国出国記録（出国時に空港で渡されます） ② 在留カード ③ パスポート

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①				区分
WWW 2721285			71	
氏名 (漢字) (Name)	氏名 Family Name	名 Given Names		
国籍・地域 Nationality/Region	生年月日 Date of Birth	Day 日 Month 月 Year 年	男 ① 女 ② Male Female	
主な渡航先国名 Destination	航空機便名・船名 Aircraft Name/Ship Name			
<input type="checkbox"/> みなし再入国許可による出国を希望します。 (希望する場合は口をチェックしてください。)				
Departure with Special Re-entry Permission. (Please check the box.)				
署名 Signature				
<small>みなし再入国許可で再入国できる期間は出国の日から1年間又は在留期限までのいずれか短い期間です。(特別永住者は出国の日から2年間です。) Special re-entry permission is valid for 1 year from the departure date or until expiry of the period of stay, whichever comes first. この期間を延長することはできません。 This period of validity cannot be extended.</small>				
官用欄 Official Use Only	サンプル *KA7WWW272128571*			

## 第3章

### 日本に在留するための諸手続き

<  法政大学ウェブサイト >

【海外に滞在中の留学生対象】在留資格認定申請について

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/zairyu/nintei/>

## 第3章

### 日本に在留するための諸手続き

## 4. 資格外活動許可（アルバイト）

留学生は、大学で教育を受けるという目的で「留学」の在留資格が付与されていますので、その目的以外の活動、つまり資格外活動（アルバイト等）をする場合は事前に出入国在留管理局で資格外活動の申請をして許可を得る必要があります。

在留資格変更や在留期間更新の申請時に、資格外活動許可を併せて申請することもできます。

資格外活動許可を受けると、**1週間につき28時間以内**、また法政大学の定めた**長期休業期間中は1日8時間以内かつ1週間につき40時間以内**で、アルバイトが可能です。風俗関連営業が含まれている営業所では、アルバイトはできません。違反した場合は、資格外活動が取消になる、在留資格の更新が許可されない、また、国外退去強制処分を受けるケースもありますので、注意してください。また、アルバイトを通して犯罪に巻き込まれるケースもあります。安易な気持ちで誘いに応じないように十分に気をつけてください。

※法政大学の留学生（在留資格「留学」）が、本学で RA や TA の活動をする場合は、資格外活動許可を受ける必要はありません。

※休学中にアルバイトをすることはできません。

※卒業後は、「留学」の在留期間が残っていて資格外活動許可を得ていても、アルバイトはできません。就職活動を続ける方は在留資格「特定活動」に変更し、資格外活動許可を得てからはアルバイト可  
進学する方は「留学」に伴う資格外活動許可があれば進学先に入学後にアルバイト可

<  法政大学ウェブサイト >

在留資格に関する手続き

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/zairyu/>

### 資格外活動許可申請に必要な書類

- (1) 資格外活動許可申請書 ※上記大学ウェブサイトに書式と記入例があります
- (2) 在留カード
- (3) パスポート
- (4) 学生証

## 第3章

# 日本に在留するための諸手続き

皆さんの日本での活動目的は学習・研究であり、そのために在留資格「留学」が与えられています。アルバイトをする場合は以下のルールを守って行ってください。

- 勉強の障害にならないこと。
- 留学中の学費や必要経費を補う目的であり、貯金や仕送り目的ではないこと。
- 風俗営業ではないこと。
- 1週28時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内かつ1週40時間以内）

### 留学生に交付される資格外活動許可書の裏面記載事項

#### ～ おこなってはいけない資格外活動 ～

- 1. 風適法第2条第1項にいう「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動**  
(例：客の接待をして飲食させるキャバレー・スナックなど、店内の照明が10ルクス以下の喫茶店・バーなど、マージャン店・パチンコ店・スロットマシン設置業などで行うアルバイト。このような店舗での皿洗い、清掃も違法になります)
- 2. 風適法第2条第6項にいう「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動**  
(例：ソーブランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなどで行うアルバイト)
- 3. 風適法第2条第7項にいう「無店舗型性風俗特殊営業」に従事する活動**  
(例：出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業等に従事するアルバイト)
- 4. 風適法第2条第8項にいう「映像送信型性風俗特殊営業」に従事する活動**  
(例：インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などに従事するアルバイト)
- 5. 風適法第2条第9項にいう「店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動**  
(例：いわゆるテレホンクラブの営業などに従事するアルバイト)
- 6. 風適法第2条第10項にいう「無店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動**  
(例：いわゆるツーショットダイヤル、伝言ダイヤルの営業などに従事するアルバイト)

### 「簡単に稼げる」アルバイトに注意！

#### ～犯罪に巻き込まれる可能性があります～

これらの行為はすべて**犯罪行為**であり、**日本国の法律に基づき厳しく処罰**されます。「簡単に稼げる」アルバイトには十分注意して甘い誘いに応じないでください。このようなアルバイトに誘われた場合は、直ちに、最寄りの警察（110番）へ通報してください。

1. 銀行口座、携帯電話の売却、在留カード、パスポートを貸す。
2. 人のために携帯電話や銀行の口座を契約する。

## 第3章

### 日本に在留するための諸手続き

3. 日本人になりすまして商品を受取る。それらを指定された場所に転送する。
4. 他人のキャッシュカードでお金を引き出す。他人のクレジットカードで買い物する。

## アルバイトのトラブル相談

東京都労働経済局および各地の労政事務所では、賃金や待遇、作業中のけがなどアルバイト中に発生したさまざまな労働問題に対して相談を受け付けています。事務所によっては外国人に対して通訳を配し、英語と中国語での相談を受け付けている所もあります。相談を受けるにはアルバイト先の会社の所在地区にある労政事務所（各自HPなどで問い合わせてください）に申し込んでください。

### < 東京都労働相談情報センター（外国人労働相談） >

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/soudan-c/center/consult/guide.html>

相談時間：9:00～17:00(月～金) 17:00～20:00（夜間相談・月・金のみ）

連絡先：東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター9階

月～金：午後2時～午後4時（英語で受け付け）

火・水・木：午後2時～午後4時（中国語で受け付け）

03-3265-6110

東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティー大崎ウエストタワー 2階

火：午後2時～午後4時（英語で受け付け）

03-3495-6110

東京都国分寺市南町 3-22-10

木：午後2時～午後4時（英語で受け付け）

042-595-8004

## 第3章

### 日本に在留するための諸手続き

## 5. 就職活動のための在留資格「特定活動」

留学生は、大学卒業後すぐに就職先が決まらない場合、既に卒業しているために留学生としての資格がなくなり、就職も決まらないために就労可能な在留資格への変更もできない、という状態に置かれます。このため、**卒業前から日本での就職活動をしていて、卒業後も日本で就職活動を続ける**ときは、在留資格「留学」から「特定活動」へ変更することで、最長1年間（「特定活動」6か月を1回のみ更新可能）の滞在が可能となります。

大学院生で、研究活動等に専念したため在学中に十分に就職活動ができなかった場合は、大学発行の理由書を提出することで申請可能です。

現在の「留学」の在留期限が

2月末までの場合 : いったん「留学」の在留期間更新を行ったあと、1月以降にあらためて「特定活動」へ変更手続きしてください。

3月以降の場合 : 1月以降に現在の「留学」から、直接「特定活動」への変更が可能です。

**卒業前に**在留資格「特定活動」への変更申請をする際は

- 「卒業見込証明書」での申請となるため**東京の品川入国管理局**に行ってください。  
その他の入国管理局では申請を受け付けてもらえません。
- 卒業後に必ず「卒業証明書」を出入国管理局に提出してください。  
「卒業証明書」を提出しないと在留資格変更できませんので注意してください。

また、**卒業後に母国に一時帰国した後に特定活動に変更申請することはできません。必ず帰国前に取得**してください。申請・卒業と帰国のタイミングが心配な方はグローバル教育センターにご相談ください。

**卒業後は、資格外活動許可のある特定活動に変更するまでアルバイトはできません。**

<  **法政大学ウェブサイト** >

就職活動のための在留資格「特定活動」の取得について

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/tokutei/>

## 第3章

# 日本に在留するための諸手続き

## 就職活動のための在留資格「特定活動」申請に必要な書類

- (1) **在留資格変更許可申請書[申請人 4 枚]** ※上記大学ウェブサイトに書式があります。所属機関作成用は不要
- (2) **在学証明書（在学中に申請する場合のみ）** ※証明書自動発行機で発行
- (3) **卒業証明書**

在学学生：卒業見込証明書を証明書自動発行機で発行  
卒業生：上記大学ウェブサイトの証明書発行申請フォームで、または大学学部窓口にて発行依頼
- (4) **就職活動計画書、および継続して就職活動を行っている実績を示す資料**（会社説明会参加資料、説明会予約メール・エントリーシートの写しやスクリーンショットなど）
- (5) **グローバル教育センターが発行する推薦状** ※上記ウェブサイトの大学推薦状申請フォームから申請
- (6) **経費支弁書** ※預金残高がわかる通帳のコピーやスクリーンショット、収入証明書等。日本語か英語以外の場合は日本語訳を添付すること
- (7) **在留カード**
- (8) **パスポート**
- (9) **学生証（在学中に申請する場合）**
- (10) **手数料 4,000 円**
- (11) **資格外活動許可申請書** \* アルバイトをする人は必ず申請、上記大学ウェブサイトに書式があります

## 第3章

### 日本に在留するための諸手続き

#### ★ 新しい在留カードの交付を受けたら、必ず大学にすぐ提出してください ★

以下の「(特定活動) 在留カード提出フォーム」でカード表裏の写真を送信してください。  
提出しないと、更新の際の推薦状が発行できない場合があります。

<https://ws.formzu.net/fgen/S26736090/>

#### ★ 就職活動を終了する場合 ★

特定活動変更後に就職先が決定したり、別の進路(進学、帰国等)を選んで就職活動を終了する場合、  
以下の「就職活動のための在留資格「特定活動」最終報告シート」で報告してください。

<https://ws.formzu.net/fgen/S86732402/>

#### ★ ご利用の金融機関の登録を更新しましょう ★

変更前の在留カードを登録している場合、その在留期限が過ぎると  
口座取引に制限がかかることがあります。(ゆうちょ、三井住友、みずほ、ほか)  
ご利用の金融機関に確認し、新しい在留カードの情報に更新することをおすすめします。

## 第3章

# 日本に在留するための諸手続き

## 6. 就職のための在留資格

留学生の皆さんが日本で就職する場合には、現在の在留資格である「留学」を「技術・人文知識・国際業務」など就労可能な在留資格に変更する必要があります。原則として本人が出入国在留管理局で申請します。

申請時期は、大学新卒者が4月から就職できるよう、前年の12月から受け付けています。在留資格の変更などの審査には1ヶ月～3ヶ月程度かかるので、就職が内定した段階で入国管理局やインフォメーションセンターで手続きを確認しておくのが良いでしょう。

必要となる書類は在留資格や就職先の企業によって異なりますが、いずれの場合も自分で準備・作成するものだけでなく、就職先に準備してもらおうものも多いので時間的余裕を持って準備してください。

### 審査のポイント

- ・本人の学歴（学部・学科、研究内容など）や、その他の経歴から相応の技術・知識などを有するものであるか。
- ・従事しようとする職務内容が本人の有する技術・知識などを生かせるものであるか。
- ・本人の処遇（報酬など）が適当であるか。
- ・雇用企業の規模・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらには本人の職務を生かせるための機会が実際に提供されるものか。

### 就労可能な在留資格変更申請に必要な書類

- ・パスポート、在留カード
- ・在留資格変更許可申請書
- ・出入国在留管理局が指定する4つのカテゴリーいずれかに該当することを証明する書類(雇用契約書、会社案内、企業の決算報告書など)
- ・卒業（見込み）証明書 など

※各自、入国管理局や内定先の企業に相談、確認して手続きを進めてください。

## 第3章

# 日本に在留するための諸手続き

## 7. その他の届出

### 住居地の届出

新たに渡日し空港で**在留カードを交付された方**や、**引越しをするかた**は以下の届出をしてください。

引越しをするかたは下記以外の手続きもあるので「第12章 入学前・卒業前チェックリスト 在学中に引越す」も参照してください。

#### ① 市区町村への届出

渡日の場合は住居地を定めてから14日以内に居住地の市区町村の役所窓口へ届け出

引越しの場合は14日以内に転居前と転居後の市区町村の役所窓口へ届け出

住居地の届出が完了すると、届け出た市区町村で必要に応じて「住民票の写し」の交付を受けることができます。「住民票の写し」は氏名・住所等の記載事項に関する公的証明書として利用できます。

#### ② 大学（グローバル教育センター、所属学部/院）への届出

・グローバル教育センター：

在留カード提出フォーム <https://ws.formzu.net/fgen/S93822922/>

・学部生：「学部生の住所変更について」

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/shinsei/32888/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

・大学院生：「各種申請・届出」

<https://www.hosei.ac.jp/gs/zaigakusei/shinsei/>

#### ③ 郵便局への転居届

郵便局に転居届を提出すると、1年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送するサービスを受けられます。インターネットで手続きできます。

e 転居 <https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>

## 第3章

# 日本に在留するための諸手続き

## 所属機関に関する届出

次の場合は14日以内に出入国管理局に「所属機関に関する届出」をする必要があります。この届出についてはインターネットや郵送でも可能です。

- ・日本の他の学校機関（日本語学校を含む）に在籍し、法政大学に入学した場合  
※前校離籍時に届出済の場合や、法政大学入学前に法政大学発行の所属機関書類を持って在留更新する場合は不要です。
- ・法政大学を退学、除籍となった場合
- ・法政大学を卒業・修了した場合  
※卒業後すぐに就職活動のための「特定活動」や、就職の在留資格「技術・人文知識・国際業務」等に在留資格変更する場合は不要です。

### <🌐 出入国在留管理庁ウェブサイト >

所属機関に関する届出

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00014.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html)

## 所属機関に関する届出に必要な書類

- (1) 活動機関に関する届出書 ※上記ウェブサイトに参加書式と記載例があります。法政大学の法人番号は4010005002359です。
- (2) 在留カード（郵送で届出する場合はコピーを同封してください。）

## 在留カード記載事項変更の届出

住居地以外の在留カードに記載のある事項（氏名、生年月日、性別、国籍・地域等）に変更が生じた場合は、14日以内に出入国管理局に届け出てください。

下記ウェブサイトを確認し、大学にも届け出てください。

### <🌐 法政大学ウェブサイト >

在学生の方へ 各種申請・届出

<https://www.hosei.ac.jp/gs/zaigakusei/shinsei/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 奨学金・授業料減免の情報

留学生向けの奨学金や授業料減免制度の情報は下記にて確認することができます。

##### 学部生

- ・グローバル教育センターのウェブサイト「外国人留学生のための授業料減免・奨学金について」  
<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/scholarship/>

ウェブサイトは募集に応じて随時更新されますので、確認してください

- ・各キャンパスのグローバル教育センター・グローバル担当窓口

##### 大学院生

- ・市ヶ谷大学院のウェブサイト

<https://www.hosei.ac.jp/gs/gakuhi/gakuhi-shogakukin/shogakukin/>

- ・各大学院事務の窓口での掲示

市ヶ谷キャンパス（専門職大学院含む）は所属研究科窓口、

多摩キャンパスは多摩学生生活課、小金井キャンパスは小金井学生生活課

#### 奨学金の種類

法政大学の奨学金 （学内選考）

文部科学省の奨学金 （学内選考）

外部奨学金財団の奨学金 （学内選考、大学取りまとめ、直接応募）

#### 奨学金応募の注意点

奨学金団体によっては、団体主催の各種活動に受給者が積極的に参加することを求める場合もあります。応募の際には、金額などの経済条件だけでなく、団体の奨学金の趣旨や目的、その他の応募条件等をよく理解したうえで出願してください。

応募から採用結果通知までの間、財団からの連絡や面接などに対応できるように、原則として日本にいますようにしてください。一時帰国の場合は必ず事前にグローバル教育センターに相談してください。

大学推薦で民間企業の寮に入居する場合は、奨学金受給者に準じた扱いをする場合があります。

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

## 1. 学部生の奨学金

### 応募の種類と方法

**学内選考**（年度初めにグローバル教育センターに申請し、学内選考で推薦者に選ばれた方だけが応募できます）

学内選考オンライン申請の対象者

- ・5月1日時点で在留資格が「留学」（入管手続き中を含む）の方
  - ・在留カードのコピーを締め切りまでにグローバル教育センターに提出済の方
- ※在留資格「留学」が確認できない方は選考対象になりません  
※前年度留級者および当年度休学者は、原則として選考対象になりません。

#### 毎年度初めにオンラインシステムで申請

新年度に案内しますので、その年度に募集が見込まれる奨学金一覧から、希望する奨学金に申請してください。申請内容をもとに、4月以降、実際の募集があった際に自動的に学内選考の対象者となります（9月入学者は別途お知らせ）。グローバル教育センターで学内選考し、推薦者の選出を行います。

推薦者として決定した方には、グローバル教育センターから奨学金詳細を個別に大学付与のアドレスにメールで連絡します。推薦者は奨学金詳細をよく確認し、応募意思を確定し、グローバル教育センターに応募書類を提出してください。グローバル教育センターから財団に応募する形式です。

学内選考の奨学金で2つ以上の奨学金を受給する場合は、学内選考を要する奨学金で、2つ以上の奨学金を受給する場合は学費を考慮し、合計額の上限を文系学部は月額5万円程度、理系学部は6万5千円程度とします。基本的にそれぞれの奨学金団体の規程を優先します。

選考は学業成績（1年生は入試成績）を重視し、総合的に判断します。学年毎の取得単位数が極端に少ない場合は推薦しない場合もあります。

学内選考は通常は書類選考ですが、面接を実施する場合もあります。

学内選考にあたっては国籍・所属学部/研究科・学年による人数の比率調整をおこなうことがあります。

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

※推薦者として選ばれなかった方には選考結果は通知していません。

※学内選考奨学金の推薦者に選ばれた方は、財団による最終的な結果が判明するまで他の学内選考奨学金に応募することはできません。

※学内選考奨学金は受給者として財団から採用された場合、辞退することは絶対にできません。よく考えたうえで応募してください。

※一覧に掲載されていない新規の奨学金募集があれば、前ページ記載の箇所でお知らせします。

#### 直接応募（募集条件に合えば誰でも自由に直接応募できます）

学内の選考はありません。各自が大学からの告知や、その他の一般公開情報などを随時確認し、希望の奨学金について応募要項に記載の方法で直接財団に応募してください。

大学からの告知は各キャンパスのグローバル教育センター・グローバル窓口の掲示板やウェブサイトで行います。

#### 大学取りまとめ（募集条件に合えば誰でも自由に大学を通じて応募できます）

学内の選考はありません。各自が大学からの告知を随時確認し、希望の奨学金についてグローバル教育センターに応募書類を提出してください。大学が応募者全員の書類を取りまとめて財団に応募する形式です。各キャンパスのグローバル教育センター・グローバル窓口の掲示板やウェブサイトで告知します。

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 学部生 奨学金一覧

※2023年度に募集のあった奨学金を掲載しています。

※一覧に掲載された奨学金でも、募集がない場合や、募集時期や内容が変更になることもあります。

※詳細は、それぞれの最新の募集要項で確認してください。

**※在留資格「留学」の学生が対象の奨学金です**

#### 法政大学の奨学金（学部 学内選考）

団体名/奨学金名	資格	奨学金	募集時期 (予定)	支給期間	採用人数
法政大学国際交流基金 (HIF)外国人学部留 学生奨学金	2～4年生の前年度成績優秀者に支給。	文系 年額20万円 理工系 年額25万円	9月	年1回 (12月)	19名
新・法政大学 100周年記念 奨学金 (留学生枠)	学部に在籍する者で、教育上、経済的援助 が必要な者 私費外国人留学生で、他の奨学金の受給が ない者 ※家族滞在など、留学ビザに切り替える予定 のない学生は一般枠で申し込むことができま す。詳細は学生センター厚生課へ。	文系 年額20万円 理工系 年額25万円	6月	年2回に分けて支給 (8月/12月)	31名
株式会社エイチ・ユー 奨学金	学部に在籍する者で、教育上、経済的援助 が必要な者 私費外国人留学生で、他の奨学金の受給が ない者 ※家族滞在など、留学ビザに切り替える予定 のない学生は一般枠で申し込むことができま す。詳細は学生センター厚生課へ。	文系 年額20万円 理工系 年額25万円	6月	年2回に分けて支給 (8月/12月)	6名
法政大学指定国留学生 奨学金	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マ レーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タ イ、ベトナムのいずれかの国籍を有する者 4月又は9月入学者	年額300,000円	9月	春入学者は11月に 全額支給 秋入学者は年2回に 分けて支給 (11月/6月)	5名

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 文部科学省の奨学金（学部 学内選考）

団体名/奨学金名	資格	奨学金	募集時期 (予定)	支給期間	採用人数
文部科学省 私費外国人留学生 学習奨励費給付制度	学部在籍する私費外国人留学生で、（授業料等を除く）仕送りが平均月額9万円以下であること。月額合計4.8万円以上の他の奨学金受給者は応募不可。在日している扶養者の年収が500万円未満であること。	月額4.8万円	4月 9月	春入学1年間 秋入学6ヵ月	62名 30名

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 外部奨学金財団の奨学金（学部 学内選考）

奨学金名または団体名	資格	奨学金	募集時期 (予定)	支給期間	被推薦人数	採用人数
(財)三菱UFJ信託奨学金財団	学部2年生で満31歳以下の私費留学生で、法・経済・経営・社会学部。ASEAN加盟国出身者。	月額 7万円	4月	卒業まで	-	-
(財)アジア留学生奨学金財団奨学生	東京都内に在学するアジア諸国出身の私費留学生で、文系学部3年生。帰国後、教育者を目指す者が望ましい。	月額 5万円	4月	2年間	1名	1名
(財)朝鮮奨学会奨学生	韓国出身で満30歳未満の私費留学生。他の奨学金との併給可。	月額 2.5万円	4月	1年間	4名	3名
(財)高山国際教育財団奨学生	アジア国籍の学部1年生で30歳未満の私費留学生。月額5万円以上の他の奨学金との併給は不可。 ※採用人数には前籍の学校からの継続受給者含む	月額 1.7万円	4月	2年間	1名	1名
(財)高山国際教育財団奨学生 (次年度の募集)	アジア国籍の新学部3年生で30歳未満の私費留学生。月額5万円以上の他の奨学金との併給は不可。	月額 1.7万円	12月	2年間	2名	2名
安藤記念奨学金 (財)小田急財団	学部1年生に在籍する者で家族の年収合計が750万円(税込)以下であること。 毎年度末に継続審査あり	月額 2万円	4月	4年間	1名	1名
JEES 留学生奨学金 (修学)	応募時に学部2年～4年生に在籍する私費留学生 併給5万円以下は可	月額 4万円	4月	2年間	1名	0名
(財)長谷川留学生奨学金財団奨学生(次年度の募集)	東京都に在住するアジア各国出身で次年度に学部2年生以上に在籍する私費留学生。	月額 1.0万円	9月	2年間	1名	0名
みずほ国際交流奨学金財団	正規生で、専攻分野が人文・社会科学系列である者。	月額 1.0万円	4月	2年間	-	-
(財)ロータリー-米山記念奨学会 (次年度の募集)	次年度4月に学部3～4年次に在籍する私費留学生。	月額 1.0万円	9月	卒業まで	4名	3名
(財)平和中島財団外国人留学生奨学生 (次年度の募集)	次年度4月に在籍がある私費留学生。	月額 1.2万円	9月	1年間	1名	1名
JEES 豊田通商外国人留学生奨学金 (次年度の募集)	次年度4月に学部3年生の外国人留学生。	月額 1.0万円	9月	2年間	2名	-

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

奨学金名または団体名	資格	奨学金	募集時期 (予定)	支給期間	被推薦人数	採用人数
(財)共立国際交流 奨学財団奨学生 (次年度の募集)	アジア諸国出身の私費留学生で、次年度4月に学部2～3年生。	月額 10万円 又は 6万円	11月	2年間 又は 1年間	1名	0名
JEES 三菱商事 外国人留学生奨学金 2023年度で募集終了	次年度4月に学部3・4年生に在籍する私費留学生 他の奨学金との併給不可	月額 12万円	1月	最大 2年間		
SGH 財団私費外国人 留学生奨学生 (旧：佐川留学生奨学 会) (次年度の募集)	東南アジア諸国出身の次年度に学部3年生に進学する27歳未満の者(他の奨学金との併給不可)	月額 12万円	1月	2年間	-	-
食生活研究会 外国人留学生奨学金	食に関する人文科学及び自然科学等の勉強に取り組み、日本の食文化に触れて日本の理解者となって母国との架け橋になる留学生	年額 100万円 以内	7月	1年間	-	-

### 外部奨学金財団の奨学金 (学部 大学取りまとめ)

奨学金名または団体名	資格	奨学金	募集時期 (予定)	支給期間	被推薦人数	採用人数
JEES 日本語修学支援 奨学金	前年の7月または12月に日本国内で実施した日本語能力試験N1又はN2を受験し、優秀な成績を修めて合格者。日本語での修学を目指す留学生で、経済的に困窮している者。	月額 5万円	5月	6ヶ月間	1名	0名
新宿区外国人留学生 奨学金	新宿区にある大学(デザイン工学部)に在籍し、かつ新宿区内に居住している私費留学生。留学生活において経済的支援を必要とする者。	年額 24万円	5月	1年間	2名	1名
長坂国際奨学財団	東南アジア出身者で、学部2年生以上	月額 5万円	4月	1年間	-	-
(財)佐藤陽国際奨学財 団奨学生 (次年度の奨学金)	東南アジア諸国等(指定あり)出身の私費留学生。他の奨学金との併給不可。(貸与奨学金については応募可。)日本で就業している親がいないこと。	月額 18万円	11月	2年間	-	-
JEES・少数受入国留 学生奨学金	JEESの定める少数受入国出身者	月額 5万円	5月	2年以内	-	-

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 外部奨学金財団の奨学金（学部 直接応募）

奨学金名または団体名	資 格	奨 学 金	募集時期 (予定)	支給期間
大塚敏美育英奨学財団奨学生	日本国内の大学又は大学院の正規課程に在学し、人の健康に深く関連する分野（医学、薬学、生物学、栄養学、体育学、工学等）及び経営学（経営学の基盤ができていない発展途上国出身の留学生については「国際関係学分野」も対象に含む）の研究をしている者	年額100万 ～200万円	4月	最長3年間
マブチ国際育英財団	アジア諸国の国籍を有する成績優秀な1、2年生。他の給付型奨学金との併給不可。（日本国籍者含む）	月額 10万円	3月	1年間
公益財団法人似鳥国際奨学財団 奨学生 (次年度の奨学金)	日本以外の国籍を有する24歳以下の私費留学生。他の給付型奨学金との併給不可。	月額 5万円	10月	1年間
公益財団法人日本台湾交流協会 (次年度の奨学金)	大学に在学中で日本の大学院の正規課程に進学又は在学予定の台湾籍の留学生。併給不可。	月額 14.4万円	8月	卒業まで
岡本国際奨学交流財団 (次年度の奨学金)	千葉県在住で隣接都県の大学に通う学部3、4年生。	月額 8万円	11月	1年間
公益財団法人ダイオーズ記念財団 奨学生	23歳以下の学部2～4年生	月額 3万円	3月	最長2年、もしくは正規の最短修業期間
実践桜会国際交流基金奨学金	アジア諸国出身で学部3、4年生、大学院生の女子留学生	年額 60万円	4月	1年間
イノアック国際教育振興財団 (次年度の奨学金)	出身地域、専攻分野の制限なし、私費外国人留学生	月額 5万円	10月	2年以内

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

## 2. 大学院生の奨学金

### 応募の種類と方法

奨学金は、法政大学大学院内で選考を要する**学内選考**と、選考を必要としない**大学取りまとめ**、本人が直接、財団等に応募する**直接応募**があります。

応募資格や出願方法等を確認して、掲示内容に従って期限までに願書（所定用紙）を下記の所属研究科窓口または各奨学金財団に提出してください（選考を要する奨学金で、願書以外の応募書類を提出する場合があります）。

※学内選考奨学金の推薦者に選ばれた方は、財団による最終的な結果が判明するまで他の学内選考奨学金に応募することはできません。

※学内選考奨学金は受給者として財団から採用された場合、辞退することは絶対にできません。よく考えたうえで応募してください。

※一覧に掲載されていない新規の奨学金募集があれば、前ページ記載の箇所でお知らせします。

### 所属研究科窓口

小金井キャンパス：小金井学生生活課

多摩キャンパス：多摩学生生活課

その他の研究科：所属研究科窓口

### 問合せ先

大学院事務部（TEL：03-5228-0552）

小金井学生生活課（TEL：042-387-6011）

多摩学生生活課（TEL：042-783-2152）

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 大学院生 奨学金一覧

※2023年度に募集のあった奨学金を掲載しています。

※一覧に掲載された奨学金でも、募集がない場合や、募集時期や内容が変更になることもあります。

※詳細は、それぞれの最新の募集要項で確認してください。

**※在留資格「留学」の学生が対象の奨学金です**

#### 法政大学院の奨学金（大学院 学内選考）

団体名/奨学金名	資 格	奨 学 金	募集時期 (予定)	支給期間
法政大学100周年記念大学院修士課程奨学金	学業成績・人物ともに優れ、修学上、経済的援助が必要と認められる者。	年額 20万円	4月中旬	年2回 (7月・12月)
法政大学大学院専門職学位課程奨学金	学業成績・人物ともに優れ、修学上、経済的援助が必要と認められる者。	年額 20万円	4月中旬	年2回 (10月・12月)
法政大学100周年記念大学院専門職学位課程奨学金	学業成績・人物ともに極めて優れ、修学上、経済的援助が必要と認められる者。	年額 30万円	4月中旬	年2回 (10月・12月)

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 外部奨学金財団の奨学金（大学院 学内選考）

奨学金名または団体名	資格	奨学金	募集時期 (予定)	支給期間	被推薦人数	採用人数
(公財) KDDI 財団	大学院修士・博士課程に正規学生として在籍する在留資格「留学」の4月時点で35歳以下である外国人留学生。	月額 10万円	5月	6ヶ月 又は 1年間	—	—
(公財) ロータリー米山 記念奨学会	修士課程1・2年、博士後期課程2・3年に在籍する在留資格「留学」または「難民」の私費留学生で4月時点で45歳未満の者。併給不可。(貸与型は可) 過去に本奨学金を受給した者は不可。	月額 14万円	8月	標準修業年限 2年以内	1名	0名
(公財) 平和中島財団 外国人留学生奨学生	正規課程に在籍する私費留学生で、最短修業年限を超えない者。 過去に本奨学金を受給した者は不可。	月額 10万円	8月	1年間	1名	0名
公益信託 川嶋章司記念スカラー シップ基金奨学助成金	正規課程として在籍する私費留学生。他の奨学金との併給は月額5万円以内であれば可。	月額 10万円	10月	2年間	—	—
(公財) 綿貫国際奨学財団 奨学生	アジア太平洋地域諸国出身の私費留学生。 他の奨学金との併給不可。	月額 15万円	9月	1年間	1名	1名
(公財) 日本国際教育支援協会 JEES 豊田通商留学生奨 学生	正規課程として在籍の者で在留資格「留学」の私費留学生。社会科学、人文科学および理学、工学を専攻する者。国籍条件あり。	月額 10万円	10月	1年間	1名	0名
(一財) 共立国際交流奨学財団 奨学生	日本以外のアジア国籍を持つ私費留学生で、在籍残期間が同一課程で1年以上あること。 他の奨学金との併給不可。	月額 10万円	10月	1年間	—	—
(公財) 日本国際教育支援協会 JEES 三菱商事留学生奨 学金 2023年度で募集終了	正規生として在籍の者。 修士課程は1～2年次に在籍する者、博士後期課程は1～3年次に在籍する者。 他の奨学金との併給不可。	月額 15万円	11月	標準修業年限	—	—
(公財) かめのり財団 大学院留学 アジア奨学生	アジア・オセアニア諸国（年度により対象地域あり）出身国とし、修士課程、博士後期課程に進学予定。	月額 20万円	12月	標準修業年限	—	—
(公財) 旭硝子財団 外国人留学生奨学生	タイ王国、インドネシア共和国、中華人民共和国、大韓民国、ベトナム社会主義共和国（対象国）の国籍を有し、修士1年又は博士1年に在籍する者。他の月額12万円を超える奨学金との併給不可。	月額 10万円	1月	標準修業年限	1名	0名

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

奨学金名または団体名	資 格	奨 学 金	募集時期 (予定)	支給期間	被推薦人数	採用人数
(公財) SGH財団 私費外国人留学生 奨学生	東南アジア諸国出身の修士1年生・博士2年生の在留資格「留学」の私費留学生で、35歳未満の者。併給不可。国籍制限あり。	月額 修士12万円 博士18万円	1月	2年間	1名	1名
(公財)神林留学生奨学会 私費外国人留学生奨学生	アジア諸国及び地域の出身者で大学院の正規課程に1年以上在学する私費外国人留学生。併給不可。	月額 13万円	1月	1年間	0名	0名
(公財)日本国際教育支援協会 JEES 留学生奨学金(修学)	正規課程に在籍する在留資格「留学」の私費外国人留学生で4月時点で支給期間が1学年相当以上あり、前年度の成績評価係数2.60以上の者。他の奨学金の併給条件あり。	月額 4万円	5月	最長2年	2名	0名
(公財)日本国際教育支援協会 JEES ドコモ留学生奨学金	大学院修士1年生で通信技術・情報処理技術関連の専攻またはこれらを活用できる部門を専攻している私費留学生。出身国の指定あり。併給不可。	月額 12万円	3月	2年間	—	—
(公財)朝鮮奨学会奨学生	正規課程に在籍する韓国人・朝鮮人の私費留学生で4月時点で満40歳未満の者。	月額 修士4万円 博士7万円	3月	1年間	1	—
(公財)金子国際文化交流財団 私費外国人留学生奨学金	大学院研究科(修士課程・博士課程)に在学するアジア出身の私費外国人留学生。他の奨学金の併給条件あり。	月額 6万円	4月	1年間	2	1
新宿区外国人留学生学習奨励費	正規課程に1年以上在籍し今後1年以上継続して在籍する見込みのある、新宿区に居住する外国人留学生。	年額 24万円	5月	1年間	—	—

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 外部奨学金財団の奨学金（大学院 大学取りまとめ）

奨学金名または団体名	資 格	奨 学 金	募集時期 (予定)	支給期間	採用人数
(公財) 佐藤陽国際奨学財団 私費留学奨学生	出願時に日本に在籍し、在留資格「留学」の私費留学生。併給不可。(貸与奨学金については応募可。) 国籍制限あり。	月額 18万円	12月 6月	2年間 (博士後期課程は課程修了まで)	—
(公財) 石橋財団奨学金	修士課程又は博士課程に在籍する在留資格「留学」の私費外国人留学生で美術史を専攻する者。	月額 15万円	3月	最長2年	—
(一財) 守谷育英会	東京都内に在学、または居住していて、学業・人物ともに優秀で、学資の支弁が困難な者。	月額 12万円	3月	標準修業年限	1名
(公財) 高澤三次郎国際奨学金	修士課程に在籍するアジア諸国の留学生で年齢35歳未満の男女。併給不可。	月額 5万円	3月	標準修業年限	1名
(公財) 日本国際教育支援協会 JEES 日本語教育普及奨学金 (少数受入国)	少数受入国出身者の留学生で成績優秀なボランティア活動、国際交流活動等の実績、意欲のある者。	月額 5万円	5月	最長2年間	—
(公財) アドヴァン山形育英会	学業優秀で経済的支援が必要な29歳以下の者。他の民間給付型奨学金との併給不可。	月額 3万円	3月	1年間	1名
(一財) いであ環境・文化財団	2年生以上の正規生で将来、環境保全の分野で社会貢献を目指すための専門科目を専攻していること。	年額 20万円	3月	1年間	—
(一財) 井内アジア留学生記念財団 大学(院)在籍留学生奨学金	ASEAN 諸国国籍を有する私費外国人留学生で35歳未満の者。	月額 3万円	7月	標準修業年限	—
(公財) イノアック国際教育振興財団 奨学生募集	正規課程に在籍する外国人留学生。併給不可。	月額 5万円	9月	標準修業年限	—

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 外部奨学金財団の奨学金（大学院 直接応募）

奨学金名または団体名	資格	奨学金	募集時期 (予定)	支給期間	採用人数
(公財) 似鳥国際奨学財団 外国人私費留学生 奨学生	修士課程1・2年に在籍する私費外国人留 学生。併給不可。年齢制限あり。	月額 5～8万円	6月 9月	1年間	—
(公財) 渥美国際交流財団 奨学生	博士課程に在籍し、関東地方に居住する日 本以外の国籍を有する外国人留学生。併給 不可。(5万円以下可)	月額 25万円	7月	1年間	—
(一財) 高久国際奨学財団 外国人奨学生	博士課程に在籍し、日本語能力試験1級に 準ずる会話力及び文章力を有する者。	月額 7万円	7月	1年間	—
(公財) 日本台湾交流協会 奨学金留学生	修士・専門職・博士課程に進学または在籍 する台湾籍の35才未満の外国人留学生。 併給不可。	月額 修士・専門職 14.4万円	9月	標準修業年限	—
(公財) 日本中国友好協会 アリアケジャパン 奨学金	正規課程に在籍し社会科学系を研究する中 国の国籍をもつ私費留学生。	月額 7万円	10月	1年間	—
(公財) 岩谷直治記念財団 岩谷国際留学生 奨学助成	東アジア・東南アジアの私費留学生で自然科 学系の学際分野を専攻する者。年齢制限及 び併給制限あり。	月額 15万円	11月	標準修業年限	—
(公財) 岡本国際奨学交流財団 私費外国人留学生 奨学助成	千葉県内に居住し大学院に通う私費外国人 留学生。学習奨励費との併給不可。6万円 を超える助成を受けていない者。	月額 8万円	10月	1年間	—
(一財) ダイオーズ記念財団 奨学生	正規課程に在籍する満33歳以下(留學 生は満38歳以下)成績要件、所得要件 あり。	月額 1万円	3月	標準修業年限	—
(公財) 戸部眞紀財団 奨学生	化学、食品科学、芸術学、デザイン学、体育 学、スポーツ科学、経営学分野で修学して いる30歳以下の者(専門職課程は除く)。	月額 60万円	3月	1年間	—
(公財) 末延財団 博士課程奨学生 (留学生枠)	博士後期課程2年次在学で自国法と日本 法の比較を研究している外国人学生。	年額 240万円	4月	2年間	—
(一社) CWAJ 外国人留学生 大学院女子奨学金	博士課程に在籍する日本以外の国籍かつ日 本に永住権を持たない女性。年額150万 円を超える他からの奨学金との併給不可。	年額 200万円	5月	1年間	—

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

#### 3. 授業料減免制度

法政大学の授業料減免制度は、各学部及び大学院に在籍する私費外国人留学生（正規生）を対象としています。申請は年度ごとに受け付けます。減免率は以下の通りです。

		1年生	2年生以降
学部生	2016年度以前入学	3割	
	2017～2019年度入学	3割	学業成績に応じて2割～4割
	2020年度以降入学	3割	学業成績に応じて0割、4割、5割
大学院生	2017年度以前入学	3割	
	2018年度以降入学	2割	

**※以下の各項目に該当する学生は減免の対象になりません。**

- (1) 外国政府の派遣する留学生
- (2) 交換留学生受入れプログラムで受入れている留学生
- (3) 情報科学研究科のダブルディグリープログラムで受入れている留学生
- (4) 学業成績が不振で、成業の見込がないと認められる者（ただし、長期入院および退院後の長期自宅治療が必要な重篤な病気、兵役、その他やむを得ない理由と判断された者を除く。）
- (5) 前年度留級した者（休学による留級を含む。ただし、長期入院および退院後の長期自宅治療が必要な重篤な病気、兵役、その他やむを得ない理由と判断された者を除く。）
- (6) 留学中の者（ただし、派遣留学制度又はスタディ・アブロードプログラムの留学者を除く。）
- (7) 当該年度に年間休学をした者及び春学期休学，秋学期休学を連続で行う者
- (8) 経済的に困難な状況と認められない者（次のa，b，c該当者）
  - a 当該年度国費留学生に支給される給与額（年額）を超える奨学金を受給している者  
（対象者が学部生にあつては学部留学生給与額，大学院生にあつては研究留学生給与額とする）
  - b 留学生本人が負担する住居費（部屋代）が著しく高額である者
  - c 当該年度の授業料を免除または奨学財団等が全額負担している者

## 第4章

### 奨学金・授業料減免

(9) 当該年度春学期授業料未納による除籍者（ただし秋学期からの在籍者は除く。）

(10) 出入国管理及び難民認定法別表第1に定める在留資格「留学」以外に該当する者

\* 減免を希望する学生は、**指定期限内にオンラインで申請**してください。

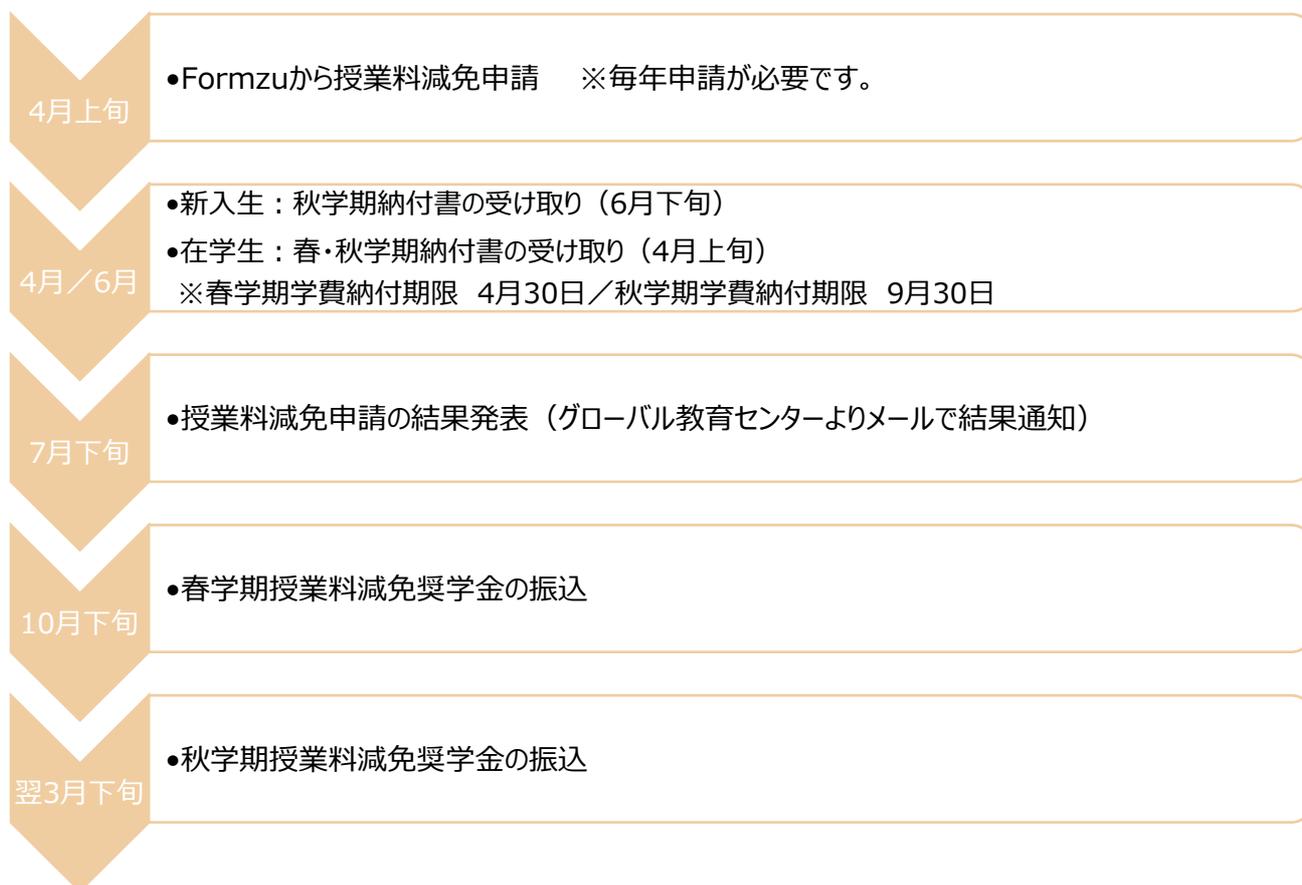
#### 減免申請の対象者

- ・5月1日時点で在留資格が「留学」（入管手続き中を含む）の方
- ・在留カードのコピーを締め切りまでにグローバル教育センターに提出済の方
- ※在留資格が「留学」以外の学生は期日内に「留学」に変更し、必要書類を提出した場合、減免対象となります。

\* 9月入学者の入学年度の減免条件は別途お知らせします。

### 私費外国人留学生授業料減免申請・学費支払スケジュール

(1) 春学期入学者

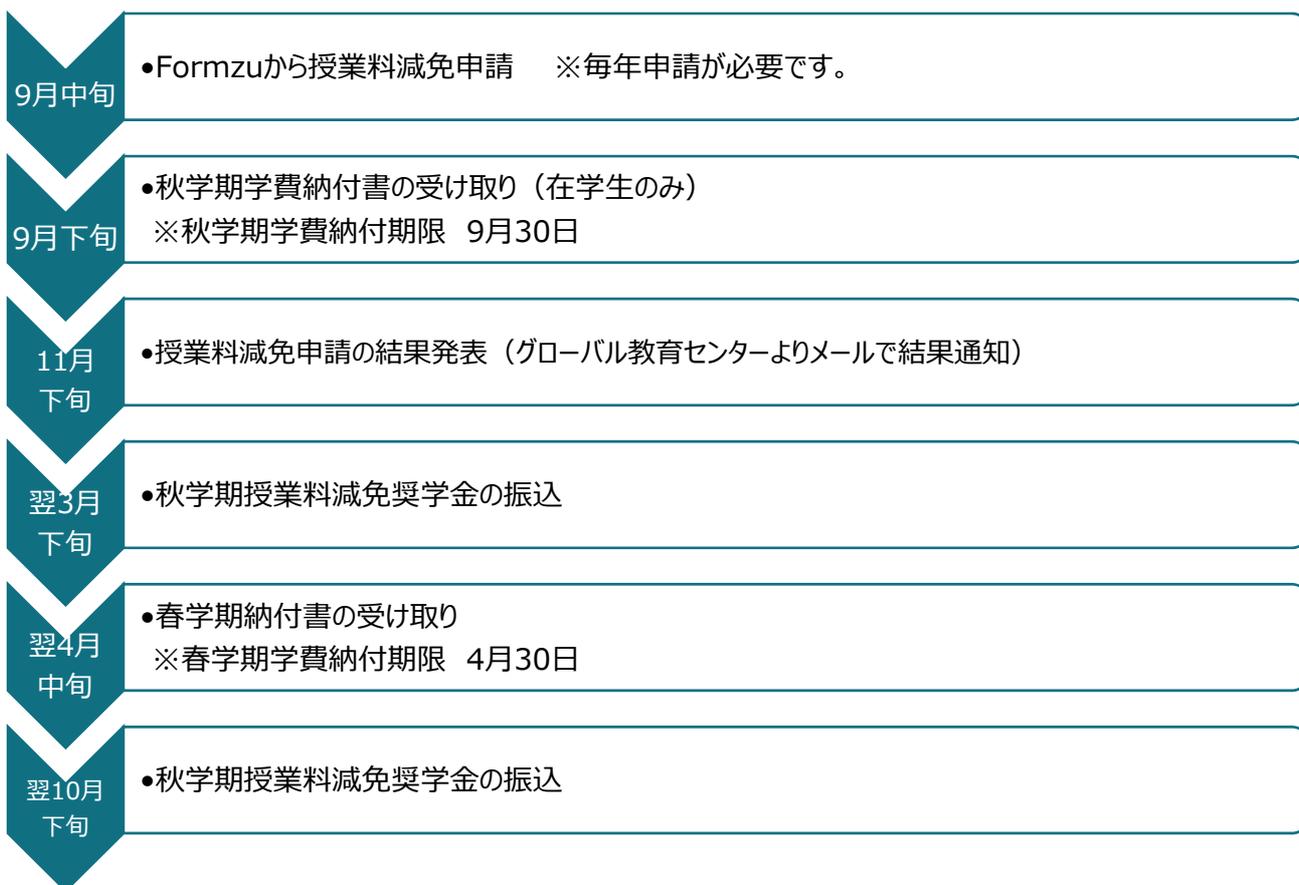


## 第4章

### 奨学金・授業料減免

※結果発表後の成績変更により授業料減免率及び減免額が変更になる可能性があります。

#### (2) 秋学期入学者



※結果発表後の成績変更により授業料減免率及び減免額が変更になる可能性があります。

## 第5章 健康管理

### 1. 学内の医療

<法政大学ウェブサイト>

学生生活サポート 健康管理（診療所）

[https://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/kenko\\_sodan/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54](https://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/kenko_sodan/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54)

#### (1) 診療所

診療内容は主として内科ですが、健康相談に重点をおいていますので、気軽に利用してください。受診する際には学生証と国民健康保険証を持参してください。診療時間は次のとおりです。

【授業期間の診療時間】（※受付は終了時刻の15分前まで ※11：30～12：30は昼休み）

場 所		曜日	診療時間	取扱時間
市ケ谷	ポアソナード タワー2階 Tel) 03-3264-9503	月～金曜日	10：00～17：00	9：00～19：00
		土曜日	—	9：00～12：00
多摩	総合棟1階 Tel) 042-783-2161	月火木金曜日	10：00～16：00	9：00～18：00
		第4水曜日※	10：00～15：30	
		土曜日	—	9：00～12：00
小金井	管理棟4階 Tel) 042-387-6051	月～金曜日	12：30～17：00	9：00～18：00
		土曜日	—	9：00～12：00

※「授業期間外」の診療時間は異なりますので掲示・ウェブサイト等で確認してください。

※市ケ谷キャンパスでは、多言語対応が可能です。（英語：月～金曜日、中国語：金曜日のみ）

※多摩診療所の第1・2・3・5水曜日の診察は月により異なるので、多摩診療所に問合せください。

## 第5章 健康管理

### (2) 学生健康診断

大学では毎年春学期ガイダンス期間に**無料**（研修生、研究生等は有料）で健康診断を実施しますので、**毎年必ず受診**してください。詳細は上記ウェブサイトを参照してください。

奨学金の申請や就職などで「健康診断証明書」が必要になることがありますが、健康診断を受診した方のみ発行可能となります。

なお、民間の医療機関の健康診断には高額のコストがかかります。

### 2. メンタルヘルス

---

留学生にとって、自分の育った環境や文化から離れて日本で新しい生活を始めることは、想像以上にさまざまなストレスを伴うものです。しかしそれは当然のことです。日本に来たばかりの留学生は、新しい不慣れた環境に直面し、今までの常識が通じないために自分らしく振る舞えず、そのために自信を失うなど心理的に落ちこむことがあります。またその結果、日本人と話したくない、授業に出たくないと思うようになる場合もあります。これは一時的なもので、異文化の適応過程では誰もが経験するものです。もしこうしたカルチャーショックに陥っていると感じたら、次のようなことをやってみましょう。

- ・ストレス発散方法を見つける
- ・母国で行っていたことと似たことをする
- ・同じ出身国の留学生を見つけて話す
- ・人と異文化体験について話す
- ・母国の家庭や友達に手紙・メールを書いたり、電話したりする
- ・運動をする
- ・国際交流活動に参加する

このような機会を得る場として学内の**Gラウンジ**を積極的に活用してみてください。また、全ての外国人留学生のための団体である総留学生会ではさまざまな交流イベントを行っていますので、ぜひ参加してみてください。

カルチャーショックやストレスを悪化させると、心の病にかかってしまうこともあります。よく眠れない、食欲がない、逆に食べることがやめられないなどの症状や、幻覚・幻聴等の症状に、本人または周囲の人が気付いた場合には、迷わず各キャンパスの**学生相談室**または**診療所**を訪ねてください。

心の病で診察を受けることは、その人の人格を否定することではありません。早めに対処することで、症状が軽いうちに心の健康を取り戻すことができます。また来談者の情報や相談の内容が外にもれることは絶対ありません。

## 第5章 健康管理

<  法政大学ウェブサイト >

### G ラウンジ

[https://www.global.hosei.ac.jp/programs/oncampus/g\\_lounge/](https://www.global.hosei.ac.jp/programs/oncampus/g_lounge/)

開室日：授業実施日の月火木金 10：00-11：30、12：30-17：00

### 学生相談室

<https://www.hosei.ac.jp/gakusei-sodanshitsu/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

市ヶ谷	富士見坂校舎 4階	03-3264-9493
多摩	総合棟 2階	042-783-2158
小金井	管理棟 4階	042-387-6050

### 学生生活サポート 健康管理（診療所）

[https://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/kenko\\_sodan/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54](https://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/kenko_sodan/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54)

### 3. 病気やケガのときの対応

---

(1)大学の診療所に相談（参照：1. 学内の医療）

(2)大学の診療所以外の病院の紹介を希望する場合

- ・東京都医療機関・薬局案内サービス「ひまわり」  
電話番号：03-5285-8181  
営業時間(電話)：9：00～20：00（日本語・英語・中国語・韓国語対応可）  
<https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/>
- ・AMDA 国際医療情報センター  
電話番号：03-6233-9266  
営業時間（電話）：10：00～16：00（日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・ベトナム語対応可。但し曜日により対応可能言語が異なる）  
<https://www.amdamedicalcenter.com/>

(3)大学以外に相談したい場合

- ・東京都保健医療情報センター
  - ◎東京都医療機関・薬局案内サービス「ひまわり」コンピューターによる24時間医療機関案内  
<https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/>
  - ◎保健医療福祉相談 専門の相談員が保健医療に関する相談に応じます。  
相談時間：9:00～20:00（毎日）英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語  
電話番号：03-5272-0303
- ・東京いのちの電話
  - <http://www.indt.jp/> [インターネット相談] <http://www.inochinodenwa-net.jp/>
    - ◎電話相談 相談は匿名でも受け付けます。（秘密は、必ず守ります）  
相談時間：年中無休 24時間  
電話番号：03-3264-4343
    - ◎土曜医療相談 健康・医療に関する相談を各専門医がボランティアで電話に応じます。  
相談時間：14:00～17:00(毎週土曜・祝祭日除く)  
電話番号：03-3264-4343
- ・東京多摩いのちの電話(電話による対応)  
相談時間：10:00～21:00(年中無休) 第3金・土曜日は24時間  
電話番号：042-327-4343

## 第5章 健康管理

### (4) 病院への付き添いを希望する場合

※GTNという会社に病院等への付き添いを依頼（有料 3,000 円/1 時間）

GTN（グローバルトラストネットワークス）

電話番号：03-5155-4674

営業時間：10：00～18：30（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・モンゴル語・スペイン語・ポルトガル語対応可）

### (5) 緊急度が高い場合

119番（英語対応のオペレーター在中）、救急病院

「第11章 緊急時の対応 2. 事故・事件・救急」を参照

## 第6章

### 学生生活を保障する保険制度

在留資格が「留学」の外国人はすべて国民健康保険に加入することになっています。

その他、事故に備えた保険もありますので、大学ウェブサイトと併せて確認してください。

<  法政大学ウェブサイト >

医療や事故について

[https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/seikatsu/medical\\_care/](https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/seikatsu/medical_care/)

## 第6章

# 学生生活を保障する保険制度

## 1. 国民健康保険

---

在留資格が「留学」の外国人はすべて国民健康保険に加入することになっています。

所定の手続きを行って、「国民健康保険被保険者証」（以下、「保険証」という）の交付を受けてください。加入の手続きは外国人登録をしている市・区役所の保険窓口で行います。家族同伴の場合、必ず全員加入してください。その際、外国人登録証明書の提示と保険料が必要です。なお、所得が一定額未満であると国保担当課で認められた人には、保険料の減額制度がありますので、詳しくは国保担当課の窓口で相談してください。前年度の生活状況等の申告をし、審査後、許可されれば減額されます。

なお、日本国内の医療機関で治療を受ける際には、必ず「保険証」を持参してください。医療機関の窓口で「保険証」を提示すると、医療費総額の30%の自己負担で診療が受けられます。また、入院などで医療費が高額になった場合は、補助を受けられる場合があります。自分の住んでいる区・市役所の保険窓口にお問い合わせください。

※家族などが日本の公務員もしくは会社員等であり、その被扶養者として共済組合や健康保険に加入している場合は、新たに国民健康保険に加入する必要はありません。

※本章冒頭の大学ウェブサイトも参照してください。

※入院などで医療費負担が高額になる場合は、「第7章 日常生活と各種手続き 2.高額医療費支給制度」を参照してください。

※引越しする場合は、引越し前の市・区役所に国民健康保険証を返却し、引越し先の市・区役所で新たに加入してください。同じ市・区内での引越しの場合は不要です。

## 第6章

### 学生生活を保障する保険制度

## 2. 学生教育研究災害傷害保険

---

本学では、皆さんの教育研究活動中の事故に備えて、学部生と大学院生を対象として本保険に加入しています。

この保険は、被保険者（学生）が在籍する大学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって、身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

保険の対象範囲は、正課授業、大学行事、課外活動中、大学施設内、通学中や課外活動移動中等での傷害事故（「病気」は対象外）です。保険内容の概略、取扱部局については下記サイトをご確認ください。

<  [法政大学ウェブサイト](#) >

学生生活サポート 学生教育研究災害傷害保険

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/saigaihoken/>

\* 事故が発生した日から 30 日以内に取扱部局に申し出てください。

## 第6章

### 学生生活を保障する保険制度

#### 3. 法政大学が推薦する保険

---

長い大学生活を送る中では、思わぬ事故や時には火災などに遭遇することが考えられます。大学の授業中や大学の施設内で発生した事故の場合には、大学で加入している学生教育研究災害傷害保険の適用を受けることができますが、アルバイト中の事故や学外で起こったトラブルの場合には、経済的に支援してくれる制度は何もありません。その上、ケガの治療の間は心身ともに不安定になっているため、アルバイトも通常のようには出来なくなります。

また、住んでいるアパート・下宿や寮で火災があったり、水漏れで部屋を汚してしまったりといった、予想外の事故に遭うことも考えられます。この場合、保険に加入していないと、法律的・経済的な問題をすべて自分の責任で解決しなければなりません。そこでおすすめするのが「学研災付帯学生生活総合保険」です。

ただし、すでに個人で加入している傷害保険があり、その保険の補償内容が日本の留學生活における怪我やトラブルを十分カバーしているのであれば必要ない場合もあります。

#### 学研災付帯学生生活総合保険

(1) 補助の対象者

本学に在籍する外国人留学生（在留資格「留学」）で、国民健康保険に加入している者。

(2) 補償の内容

詳細については、学研災付帯学生生活総合保険パンフレットをご覧ください。

(3) 申込み方法

毎年変更になる可能性があるため、新年度の案内をご確認ください。

(4) 加入者証の発行

加入手続き者に対し「加入者証」を発行します。自宅に加入者証が届きましたら自宅で大切に保管してください。

※加入手続きは毎年度行います。詳しい方法については、新年度の案内に従ってください。

※本章冒頭の大学ウェブサイトも参照してください。

## 第7章

### 日常生活と各種手続き

## 1. 医療費、年金、税金

### (1) 国民健康保険制度

在留資格が「留学」の外国人はすべて国民健康保険に加入することになっています。

詳細は「第6章 学生生活を保障する保険制度 1. 国民健康保険制度」を参照してください。

### (2) 高額医療費支給制度

入院などで医療費の一部負担金が高額になった場合には、一旦は一部負担金の全額を本人が支払わなくてはなりませんが、「高額療養費」が支給され、払い戻しを受けることができます。

通常、診療を受けた月の2～3か月後に、高額療養費の申請についてのお知らせが、国民健康保険担当課から直接本人に送られてくるので、申請の手続きをしてください。もし、2～3か月待っても、お知らせがこない場合は、国民健康保険担当課（市・区役所）に確認してください。

また、一部負担金の支払いが困難な場合や、高額療養費の決定までに時間がかかって困る場合には、国民健康保険の制度で、一部負担金を一時的に貸し付ける制度もあります。

なお、この制度による高額療養費の申請は初診から2年以内が有効となります。

### (3) 国民年金制度

日本の国民年金は、国籍に関係なく、20歳以上60歳未満の日本に居住している人を加入対象として保険料の納付が求められます。しかし、多くの留学生にとっては日本に滞在するのは数年であり、将来、年金が受け取れる見込みのある方は少ないのが実情です。

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」という制度がありますので、詳しくはお住まいの市区町村の役所で相談の上、手続きを取ってください。

また、国民年金に加入し、一定期間、保険料を納付した後に母国へ帰国する場合は「**脱退一時金**」が支給されます。支給要件は以下の通りです。

＜脱退一時金の支給要件（以下をすべて満たすこと）＞

- ・国民年金の保険料を6ヶ月以上納付している人
- ・日本国籍を持っていない人

## 第7章

### 日常生活と各種手続き

- ・年金を受け取ることができない人
- ・帰国後2年以内に請求すること

詳細は、下記、日本年金機構のWEBサイトで確認してください。

◇短期在留外国人の脱退一時金

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

#### (4)税金

日本では、企業が従業員に給与を支払う際、あらかじめ税金を差し引くことが一般的です。留学生の方がアルバイトをした時も、先に税金が差し引かれていたり、後日、住民税の納付書が届いていたりするかと思います。日本は多くの国と租税条約を締結していますので、国と項目が該当すれば、皆さんがアルバイト先の企業に留学生であることを告げ、企業が税務署に「租税条約に関する届出」を提出すると税金が免除になるケースがあります。

なお、租税条約は免除される範囲が国によってさまざまですので、必ず免除になるとはいえませんが、まだアルバイト先に「租税条約に関する届出」を提出してもらっていない場合は、提出してもらえよう相談してみると良いでしょう。

参考) 国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/sozei/sozei.htm>

## 第7章

### 日常生活と各種手続き

## 2. マイナンバー

マイナンバーは国民一人一人を指定する12ケタの個人番号です。日本で住民登録をすると外国人留学生を含め、全員に与えられます。社会保障や税、災害対策の分野で使われます。

住民登録を行うと後日、市・区役所からマイナンバーが書かれた「通知カード」が送られてきます。マイナンバーは一生使うものです。**卒業後等日本を離れる場合、マイナンバー通知カードを返却する必要はありますが、マイナンバーはなくなりません。「通知カード」はなくさないように大切に保管してください。**

**下記以外には安易に他の人にマイナンバーを教えてはいけません！**

＜マイナンバーが必要になる場面＞

- ・アルバイト先や就職先で提示する
- ・外国に送金する/外国からの送金を受け取るとき銀行で提示する
- ・市/区役所での行政手続きで提示する

## 第7章

# 日常生活と各種手続き

## 3. 銀行、郵便局

### (1)口座の開設

## 外国人の皆さまへ

預金口座の開設にあたっては、以下の書類等が必要となります。  
予めご準備のうえ、銀行にご来店ください。

### 《 口座開設に必要なもの 》

(例) 在留カード



出典：入国管理局ホームページ



#### 本人確認書類

- 氏名、住所（日本の住所）、生年月日が記載された写真付きの本人確認書類が必要となります。

(例)

- ▶ 在留カード
- ▶ 特別永住者証明書
- ▶ マイナンバーカード
- ▶ パスポート

※必要に応じて、在留期間を確認させていただくことがあります。  
また、複数の本人確認書類の提示をお願いすることがあります。

#### 印章・サイン

- 口座開設時に申込書に押印いただく必要がございます。サインによる代替が可能な金融機関もあります。
- 印章は専門店で銀行取引用のものをお求めください。

#### その他

- その他、社員証等の勤務実態が確認できる書類もお持ちください。
- また、勤務先への電話等により勤務実態を確認させていただくこともございます。
- 日本語のサポートが必要となる場合には、勤め先の方等の継続的にご協力いただける方と同伴ください。
- 留学生の方は学生証もお持ちください。

### 預金口座の売買は犯罪です!!

- 預金口座の売買（預金通帳・キャッシュカードの譲渡等）は日本の法令により禁止され、売る側も買う側も罰せられることとなります。
- 在留期間の満了等により、本国へ帰国される場合には、取引金融機関で解約手続きを取っていただく等、口座の不正利用防止にご協力ください。



一般社団法人  
全国銀行協会

## 第7章

### 日常生活と各種手続き

口座開設に必要なものは上記全国銀行協会のお知らせを確認してください。新入生で学生証の交付がまだの方は、口座開設予定の銀行支店に「入学許可通知書」で手続き可能か照会してみてください

（入学許可通知書は、学部生：グローバル教育センター、大学院生：所属の大学院科に発行申請してください）。

なお、**国費留学生および文部科学省学習奨励費（JASSO）の受給者は、郵便局（ゆうちょ銀行）**で口座を開く必要があります。下記サイトを参照してください。

[＜ゆうちょ銀行 口座を開設される外国人のお客様へ＞](https://www.jp-bank.japanpost.jp/kaisetu/kat_gaikokujin.html)

[https://www.jp-bank.japanpost.jp/kaisetu/kat\\_gaikokujin.html](https://www.jp-bank.japanpost.jp/kaisetu/kat_gaikokujin.html)

★ゆうちょ銀行は口座開設時の在留期限が3か月以下の場合には開設できません。3か月以下の方は「第3章 日本に在留するための諸手続き 2. 在留期間の更新」を参照し、先に在留更新手続きをしてください。

※銀行によっては、6ヶ月未満の滞在者には口座開設を認めない場合があります。

※キャンパス周辺の支店は入学の時期は混みあうことが多いので、**ご自宅近くの支店で口座開設することをおすすめします。**

※引越したら、金融機関に住所変更届をしてください。

## (2)銀行の業務

日本の銀行窓口は、原則として土日祝日を除く9時～15時が営業時間です。ATMは窓口の営業時間外や休業日も稼働していますが、時間によっては手数料がかかることもあります。なお、平日15時を過ぎた振込み等は翌営業日の取り扱いとなりますのでご注意ください。

## 第7章

### 日常生活と各種手続き

## 4. 外国人のための生活相談所

### (1) 東京都外国人相談 (Foreign Residents' Advisory Center)

東京在住の外国人の医療・教育・法律・日常生活などに関する問題の相談に応じます。

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 3 F

[電話番号] 英語 03-5320-7744 (月～金) 時間：9:30～17:00

中国語 03-5320-7766 (火・金) 時間：9:30～17:00

ハングル 03-5320-7700 (水) 時間：9:30～17:00

### (2) 東京法務局内人権相談室「外国人のための人権相談」

在留手続き、アルバイト中のトラブルなどをはじめ外国人の生活全般の相談に人権擁護委員が応じます。

千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

[相談時間] 9:00～17:00

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

[電話番号] 0570-090911

[ウェブサイト] <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html> (法務省のページ)

### (3) 町田国際交流センター「外国人相談コーナー」

町田市民のボランティアによる外国人のための生活情報提供、生活上の相談、官公所への諸手続きの協力などを受けることができます。

町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4 F

[相談時間] 毎週 火・木・土 13:30～15:30 8言語 (5日前まで要予約)

[電話番号] 042-722-4260

[ウェブサイト] <http://www.machida-kokusai.jp/>

アルバイトのトラブルについては「第3章 日本に在留するための諸手続き 4. 資格外活動許可 (アルバイト)」を参照してください。

## 第8章 住居

### 1. 住居について

日本で生活する住居には、共同生活をする学生寮やシェアハウス、一人暮らしのアパートやマンションなどがあります。

また、住居が決まったら、居住する市区町村の役所で**住民登録**をする必要があります。2週間以内に、市区町村の役所で手続きしてください。

<  [法政大学ウェブサイト](https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/seikatsu/jukyo/) >

住居について

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/seikatsu/jukyo/>

スタイル	共同生活型		単独居住型	
対象	一人暮らしがさびしい人、せっかく日本に来たので友達と暮らしたい人、家賃にあまりお金をかけられない人		一人暮らしをしたい方、自由にしたい方	
種類	学生寮	シェアハウス	アパート	マンション
家賃相場	56,000円～	45,000円～ 80,000円	50,000円～110,000円	80,000円～ 150,000円
広さ	15㎡～20㎡	15㎡～25㎡	12㎡～20㎡	18㎡～30㎡
電気ガス水道代	込みの物件もあり		別	別
設備	キッチン・トイレは共同の物件もあり		シャワーのみ物件有	
	家具付き（ベッド机冷蔵庫）が多い		家具設備は自分で調達します。	
建物のつくり	タイプによりさまざま		木造が多い	鉄骨（R）、鉄筋コンクリート（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）
一般的な探し方	インターネットでの検索（例えば、キーワード「外国人 学生 シェアハウス」で検索します）して、直接、学生寮・シェアハウスを運営している会社に連絡をとります。		インターネットの物件探しポータルサイトで希望条件で検索するのが一般的になっています。	
探すときの注意	不動産ポータルサイトなどで紹介されていることが少なく、不動産屋さんでも紹介しているところは少ないです。一方、外国人を積極的に受け入れるため、外国語対応スタッフがいたり外国語のウェブサイトを持っている運営会社が多いのでコンタクトが容易です。		残念なことです。外国人入居をお断りするオーナー・管理会社があります。これは、日本語によるコミュニケーションの不安や生活習慣の違いによるトラブルを警戒してのことです。物件が気に入ってもお断りされてしまうことがあります。	
窓口	学生寮・シェアハウス事業者		仲介不動産業者	

## 第8章 住居

### 2. 法政大学の寮

---

留学生専用の寮はありませんが、学生向けに各キャンパスに専用寮、推薦寮、優先寮があります。朝夕の食事付きで、寮長夫妻が常駐しています。また、居室には家具・備品が備えられています。

詳細は下記大学ウェブサイトや、共立メンテナンスの法政大学公式サイトを参照してください。

#### <🌐法政大学ウェブサイト>

法政大学専用寮・推薦寮とアパート・マンション紹介

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/heyashokai/>

#### <🌐共立メンテナンス 法政大学公式ウェブサイト>

法政大学に入学される皆様へ はじめてのひとり暮らしを応援します

<https://www.gakuseikaikan.com/dp/hosei/>

## 第8章 住居

### 3. 学生会館・企業の社員寮等（グローバル教育センター経由）

---

#### 学生会館

各種団体が運営する学生会館等から入居者の募集が来た場合は、その都度掲示でお知らせします（個人で申請する場合とグローバル教育センターを経由して申請する場合があります）。

#### 企業の社員寮

財団法人留学生支援企業協力推進協会の行うプログラムで、日本の企業が社員寮の一部を留学生に提供することで国際理解を深める目的で実施されています。募集があり次第、グローバル教育センターに連絡があります。掲示板で案内しますので入居条件等を読んで応募してください。

<応募時の注意事項>

- ※入寮決定前に希望する社員寮の見学、寮の管理人に会うことは禁止されています。
- ※申請してから入居決定まで最低1ヶ月、長い場合には2～3ヶ月かかります。
- ※社員寮の寮費は企業のご厚意で格安であるため、奨学金受給者に準じた扱いをする場合があります。
- ※学内受付時に面接を行います。
- ※社員寮の入居は、民間のアパート等とは異なり、大学を通じて行うものです。入居時、退寮時を含め勝手な行動は許されません。必ずグローバル教育センターに相談するようにお願いします。

## 第8章 住居

### 4. 個人で部屋探しをする

大学の寮などではなく、個人で住居を探す場合は、学外の留学生寮や民間のアパート・マンションを探します。契約・入居にあたっては礼金・敷金など日本独特の習慣がありますので、保証人の方と慎重に内容を検討してください。

#### 入居までの流れ

お部屋を探し始めてすぐに住みはじめることは難しいです。入居開始まで、2週間～2ヶ月くらいを目安に計画を立ててください。日本では4月の入学・入社・転勤にあわせて2月～3月は最も賃貸借契約が頻繁になります。あまりじっくり考えていると、良い条件のお部屋は他で決まってしまうので注意が必要です。

①希望条件をまとめる

②お部屋情報の収集

③不動産会社へ連絡、お部屋の内見

不動産会社との相談は1時間位かかります。お部屋の内見は1日3～4件見るのが限界でしょう。

④申し込み

在留カード、パスポート、学生証、入学許可証などが必要になることが多いです。

支払能力を証明する書類（預金通帳、仕送り履歴、奨学金証明書等）を求められることもあります。

⑤入居審査

管理会社・オーナーのほか、場合によっては保証会社の審査を経て契約になります。契約日までに契約に必要な初期費用の支払いをしなければならないこともあります。

⑥契約、契約金支払い

⑦入居

#### アパート・マンションの探し方

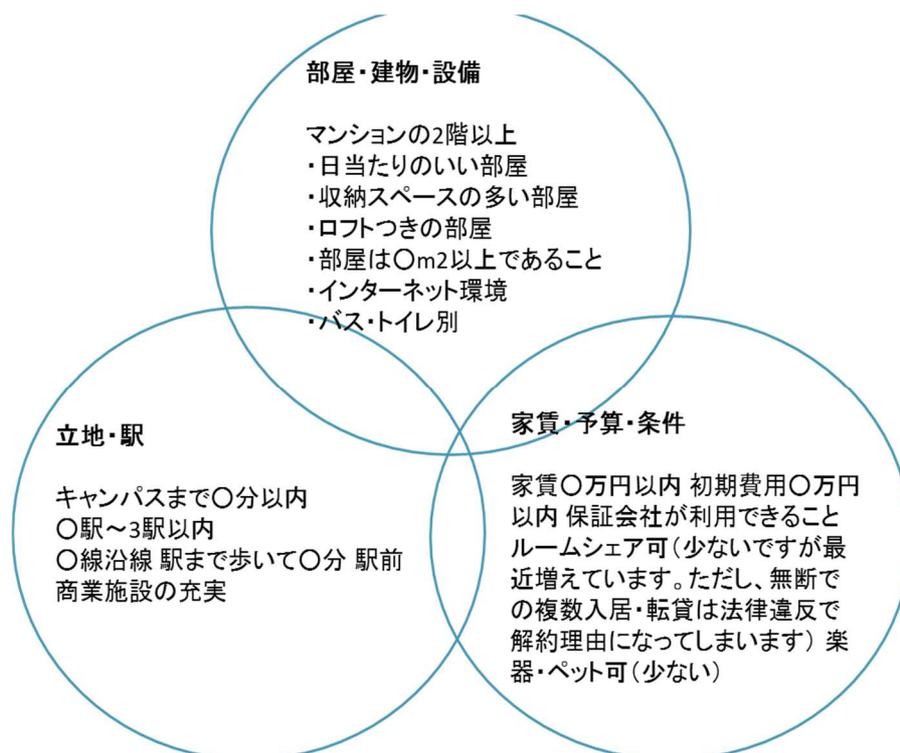
アパート・マンションを探すには、インターネットの物件情報サイトで条件検索をするのが一般的・効率的です。また、最も簡単なのは、大学提携の不動産業者を訪ね、直接希望条件を伝え、希望に合う物件を探してもらう方法です。法政大学と提携する不動産業者は留学生にも多く物件を紹介しているため、相談がスムーズに行えます。理想を100%満たす部屋には簡単には出会えないので、条件を整理して、優先順位を決めてください。

## 第8章 住居

### < 法政大学ウェブサイト >

法政大学専用寮・推薦寮とアパート・マンション紹介 提携業者一覧

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/heyashokai/>



## 契約と入居にあたって

日本で部屋を借りるときには借りる人は「**連帯保証人**」をたてるのが一般的です。「連帯保証人」とは、部屋を使っている人が期日までに家賃を支払わなかったり部屋を損傷したのに修理費を支払わなかったりした場合に、法律的にあなたに代わってあなたの債務を支払う義務を負うことになる人のことを言います。通常は、日本にいる親族や大学入学時の身元保証人・連絡人などに依頼しますが、連帯保証人を頼む当てのない方は「**保証会社**」の利用を検討してください。**大学は保証人になることはできません。**

### < 法政大学ウェブサイト >

住居について <アパート契約する際の「連帯保証人」について>

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/zaigaku/seikatsu/jukyo/>

## 第8章 住居

契約書による契約は、貸す側と借りる側の権利と義務をはっきりさせる取り決めです。契約書へサインすることは、契約書に書かれていることに同意し、きちんと守るという約束をしたこととなります。内容をよく読み、少しでもわからない点があれば不動産会社の担当者に質問し、説明を求めるようにしてください。

契約の際には契約書のほか、賃貸条件のうち特に重要な事項に関する説明書、また保険の約款や保険加入手続きに関する書類などにも署名を求められます。

### 主な契約内容

契約期間
通常2年、1年のこともあります。
家賃・管理費
金額、支払日、支払方法など
禁止事項
ペット、楽器演奏、内装変更（壁紙、ペンキ、穴など）、無断での友人との同居や転貸、共用部に私物を置くことなど
契約更新
更新の可/不可、更新時の費用（通常の更新料は1ヵ月分の家賃相当）
契約終了
途中解約の通知時期、解約時にかかる費用、敷金返金について （一般的には入居者の故意や過失による損傷はオーナーが修繕費用を敷金から精算）

### 電気・ガス・水道・携帯電話・インターネットの使用開始手続き

電気、ガス、水道、携帯電話、インターネットは申込をしないと使えません。電気やガスの契約先は不動産会社があらかじめ決めている場合がありますが、そうでない場合は自分で契約先を探します。電気とガスをセットプランで扱う企業もありお得な場合が多いです。

水道は住所を管轄する水道局に申し込みます。

水道と電気は電話またはインターネットで利用開始の申し込みができます。ガスとインターネットは本人の立会いが必要です。インターネットは申し込みをしてから利用開始まで1ヶ月ほどかかる場合もあります。下記サイトに外国人向けの手続きの説明があります。

## 第8章

### 住居

#### <🌐東京都多文化共生ポータルサイト>

住む・生活する 電気・ガス・水道を使う

<https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/useful/guide/life/03.html>

#### <🌐東京都多文化共生ポータルサイト>

住む・生活する 電話・インターネット・テレビ

<https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/useful/guide/life/06.html>

## 家具などの準備

日本の賃貸住宅には、通常、家具、カーテンなどは備え付けられていません。日本の住宅は非常に狭いので、購入する前に、階段、廊下、玄関口など家具の運搬の経路となる場所のサイズを測っておきましょう。せっかく購入した家具がマンションに入らない、ということのないように注意してください。

## 住まいのマナー・ルール

### ごみの分別

日本では、細かいごみのルールが決められています。住む地域によってルールが違うので注意してください。自治体が外国語版のごみルール表を提供していますのでそれを見て間違えず出すようにしましょう。曜日ごとにごみの種類の指定があり、ごみを出せる時間も指定していることがほとんどです。ルールを守らない場合、クレームとなり、管理規約違反を理由に退去を申し込まれることもあります。

### 生活騒音の注意

周辺に住んでいる方が自分と同じライフスタイルとは限りません。小さい子供がいる家庭やお年寄りが住んでいる場合は、夜中に掃除機をかける、洗濯機を回すだけで騒音となってしまいます。また、友達を部屋に呼んで集まる場合も、大声で騒いだり音楽の音量を上げるなど周囲に迷惑をかけることの無いよう、気配りを心掛けましょう。

### あいさつ

近所の人に会うときには軽く頭を下げて「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」とあいさつしましょう。

### 行事への参加

住んでいるアパートやマンション、エリア（町内会）の防犯訓練や、イベントに参加してみましょう。餅つき、神輿担ぎ、盆踊りなど日本の風習を体験する素晴らしいチャンスです。

## 第9章

### 学生生活上の注意

文化や風習、法律などは国によって異なりますが、日本で充実した留学生生活を送るために、日本の法律や大学内の規則をしっかりと把握しておきましょう。

#### <法政大学ウェブサイト>

学生生活ガイド 学生生活上の注意事項

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/chui/>

学則については「第2章 学生生活上の諸手続きと関連事務室 3.その他の手続き」を参照してください。

#### (1) 飲酒・喫煙について

飲酒・喫煙に関する法律や風習は世界各国で異なりますが、日本では20歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。また20歳未満の人に飲酒を勧める行為も犯罪です。20歳未満の方は他人からお酒を勧められても「自分は飲めません」と断る勇気を持って対応してください。

法政大学では**各キャンパスとも学内では原則として飲酒禁止**です。例外的に飲酒を伴う懇親会等の開催については各キャンパスで定めるルールに従ってください。下記大学ウェブサイトの「飲酒について」も参照してください。

また法政大学では**すべてのキャンパスで分煙化**されています。喫煙する際は、下記大学ウェブサイトの「分煙化について」を参照し、マナーを守ってください。キャンパス以外においても路上や公共の場所での喫煙を禁止している自治体も多いので、十分注意してください。

#### <法政大学ウェブサイト>

学生生活上の注意事項 マナーについて

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/chui/manner/>

#### (2) 薬物について

**日本では違法薬物を使用、所持、譲渡、栽培することは犯罪**であり、違反者は厳しく処罰されます。

また、薬物は1度の使用でも脳や神経に重大な損傷を与えます。「一度だけ」のつもりであってもなかなかやめられず、すぐに常習化し、健康や生活・人生も破壊していきます。「おもしろそう」といった軽い好奇

## 第9章

### 学生生活上の注意

心、「友達もやっているから」といった仲間意識、「気分がすっきりする」といった誤った情報で薬物に手を出し、気がつけば取り返しのつかない状況となってしまいます。たとえ周りから誘われたとしても、「薬物に手を出さない」という毅然とした態度で、きっぱりと断ってください。

#### <法政大学ウェブサイト>

学生生活上の注意事項 薬物使用防止について

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/chui/yakubutsu/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

#### <東京都保険医薬局ウェブサイト>

みんなで知ろう 危険ドラッグ・違法薬物

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/no\\_drugs//](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/no_drugs//)

### (3)学外組織による勧誘

法政大学と関係のない組織・団体から執拗な勧誘を受けているという相談が寄せられています。こうした組織・団体から声をかけられて連絡先を教えてしまったため、電話やメールによる強圧的な勧誘を繰り返し受ける、といった事例もあります。個人情報の提供には留意するとともに、おかしいと感じたら大学に相談してください。

#### <法政大学ウェブサイト>

トラブルに巻き込まれないために 危険な団体による勧誘について

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/chui/trouble/shukyo/>

## 第10章 日本での就職

### 1. 日本での就職活動の特徴と留学生の課題

---

日本企業の採用方法は、**日本の習慣やマナー**に基づいたものが多く、そうした状況を理解し、対応することが内定を得る大きなポイントとなります。日本での就職を考えている方は、状況を十分に把握して、早めの準備をこころがけてください。

日本企業の採用は、**基本的には4月入社を前提とした定期採用**です。また、企業側が、大学/大学院を卒業直後に入社する「新卒」学生を求める傾向が強いという特徴があります。特に留学生は卒業時に就職が決まっていなかった場合、最長1年間しか就職活動のための在留資格「特定活動」が認められないため、できるだけ在学中に内定を得られるよう、早くから就活に必要な情報を集め、準備することが大切です。

就職活動のための**在留資格「特定活動」**については第3章「日本に在留するための諸手続き 5. 就職活動のための在留資格「特定活動」」を参照してください。

下記ウェブサイトの外国人留学生のための就活ガイドも是非参考にしてみてください。

#### <🌐独立行政法人 日本学生支援機構ウェブサイト>

外国人留学生のための就活ガイド

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/after\\_study\\_j/job/guide.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/after_study_j/job/guide.html)

### 就職活動のスケジュール

就職活動は大まかに次のような流れになります。

- ◇自己分析、業界研究、仕事研究をする。
- ◇インターンシップに参加する
- ◇就活ガイダンス、セミナーに参加する
- ◇興味のある会社にエントリーする
- ◇会社説明会に参加する
- ◇選考試験を受ける

(筆記試験・適性検査、面接・グループディスカッションなど)

## 第10章

### 日本での就職

- ◇企業から内定をもらう
- ◇就労ビザへの変更手続き

早いうちから自分の志望や適性を見つめ直し、関心のある業界、企業について知識を得て、より具体的な将来設計を立てておくことが重要です。就職活動の具体的なスケジュールは年によっても異なります。本格的な採用選考試験が始まる頃に焦らないよう、日ごろからニュースや大学のキャリアセンターで情報を集め、準備をしてください。大学のキャリアセンターについては事項で説明します。

# 第10章 日本での就職

## 2. 法政大学の就職支援

---

### 法政大学キャリアセンター

法政大学キャリアセンターでは、外国人留学生にも日本人学生と同様、様々な就職に関する情報を提供し、個別相談に応じています。また、外国人留学生向けの内容に特化したサポートも行っています。日本での就職を希望する方は、積極的にキャリアセンターを利用して、希望の進路を実現させましょう。

- ・市ヶ谷キャンパス 外濠校舎 2階
- ・多摩キャンパス 総合棟 2階
- ・小金井キャンパス 管理棟 2階

各キャンパスキャリアセンターの開室時間は下記大学ウェブサイトのキャリアセンター利用案内でご確認ください。また、個別相談は事前予約制です。予約方法等についても、ウェブサイトでご確認ください。

#### <🌐法政大学ウェブサイト>

キャリアセンター利用案内 外国人留学生への就職支援について  
<https://www.hosei.ac.jp/careercenter/riyo/36917/>

#### <外国人留学生向け支援内容>

- ・インターンシップの案内
- ・就職情報メール配信
- ・就職ガイダンスの開催

## 第11章

### 緊急時の対応（災害・休講・事故）

## 1. 災害（地震・火災・大雨・台風など）

---

地震、火災といった災害だけでなく、近年は異常気象による大雨や台風の被害も大きくなりつつあります。いざという時に慌てないよう、備えておくことが大切です。各キャンパスやお住まいの自治体の**防災訓練**にぜひ参加してください。

また、災害の影響で現住所を離れる場合は、所在をグローバル教育センターに連絡するようにして下さい。母国に帰国する方は「一時出国届」を提出して下さい。大学からの緊急時の連絡は①大学ウェブサイト、②グローバル教育センターウェブサイト、③大学から付与されているメールアドレスへの一斉連絡を行います。大学から何らかの援助がある場合や、家族からの問い合わせが大学にあった場合に備え、可能な限り大学との連絡を保つようにして下さい。

**法政大学への一時出国届** <https://ws.formzu.net/fgen/S90620104/>

#### <🌐東京都防災ウェブサイト>

外国人向け防災情報

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000044/1005956.html>

#### <🌐東京都多文化共生ポータルサイト>

災害について知る 災害について学ぶ

<https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/disaster/howto.html>

#### <🌐法政大学ウェブサイト>

緊急時の対応 災害時の対応について

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/chui/kinkyu/saigai/>

授業実施期間中に台風や大雪等により公共交通機関に大きな乱れが生じることが予想される場合、あるいは学生の通学に危険が生じると判断した場合は、**授業を休講**することがあります。

## 第 1 1 章

### 緊急時の対応（災害・休講・事故）

#### <🌐法政大学ウェブサイト>

緊急時の対応 台風や大雪、ストライキなどによる交通機関の乱れによる授業の取り扱い

<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/chui/kinkyu/kotsu/>

#### (1) 地震

日本は地震が多い国です。地震を経験したことがあまりない留学生の方は、まず地震についての知識を得ることから始めましょう。

#### <🌐東京都多文化共生ポータルサイト>

災害について知る 日本の地震について

<https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/disaster/howto/earthquake.html>

次に日頃の準備が大切です。地震による怪我を防止する方法、避難時に持ち出すものや自宅に備蓄しておくもの、地震発生時の行動、災害時の連絡の取り方について などは下記ウェブサイトでわかりやすく外国人向けに説明しています。

#### <🌐東京都多文化共生ポータルサイト>

地震の前に

[https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/topics/tips/tips\\_1910.html](https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/topics/tips/tips_1910.html)

#### (2) 火災

自室や隣室で火災が起こった時、自分一人だけで火を消そうとしても不十分な場合があります。必ず大声で「火事だ！」と叫んで周囲の人に知らせて下さい。火災が広がりそうな場合には、ただちに消防署に通報して下さい（全国共通で局番なしの**1 1 9番**をダイヤルします）。消防署は、消防車と救急車の出動を行ないますから、まず「火事です！」とはっきり言い、住所を正確に伝えて下さい。

不運にも火災に遭ったら、まず安全な場所に避難しなければなりません。消防車や警察のパトロールカー、家主さんなどが現場に来ている場合には、その指示に従って行動して下さい。火災で部屋を失ったりするとショックで気が動転すると思いますが、落ち着いて行動して下さい。火災発生では、区や市の役所も相談にのってくれたり、臨時宿泊先を紹介してくれたりします。

## 第 1 1 章

### 緊急時の対応（災害・休講・事故）

<  東京消防庁ウェブサイト >

外国人のための防災ハンドブック

[https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/bou\\_topic/foreign/index.html](https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/bou_topic/foreign/index.html)

## 第 1 1 章

# 緊急時の対応（災害・休講・事故）

## 2. 事故・事件・救急

### (1) 交通事故

東京では交通事故が日々多発しています。留学生のみなさんも自動車、特にバイクや自転車などを利用する時は、事故の重大さを認識し、交通規則を守ってください。2023年4月1日から自転車に乗る時はヘルメット着用が道路交通法の努力義務になりました。

万が一交通事故に遭ってしまった時には次のように対処してください。

#### 交通事故で被害者になってしまった場合

##### ☆相互の連絡先確認

事故の相手の住所、氏名、電話番号を聞き、自分の連絡先も知らせる。自動車の場合は必ず免許証などで確認すること。損害賠償[(3)を参照]の交渉相手となりますので大変重要です。

##### ☆事故発生を警察に連絡する。

警察に電話通報（**110番通報**）すると、警察官が来て現場の状況を確認し、「実況検分調書」を作成します。調書は事故の発生を証明し、どちらに責任があるかを判断する上で重要な資料となります。人身事故の場合は「人身扱い」の届け出をすることが大切です。

##### ☆交通事故証明書の取り付け

事故後なるべく早く事故が発生した場所を管轄する各都道府県の自動車安全運転センター事務所から「交通事故証明書」を取付けておきます（自動車安全運転センター事務所への申請方法は郵便振替と窓口申請とがあります）。これは、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）での被害者の直接請求や仮渡金の請求にも必要です。

- ・ 自動車安全運転センター <https://www.jsdc.or.jp/>
- ・ 交通事故証明書の申請方法 <https://www.jsdc.or.jp/certificate/tabid/113/Default.aspx>

##### ☆負傷に対して適切な治療を受ける。

その時には大きなケガに感じられなくても時間がたつと痛みが激しくなり、後遺症が出る場合があります。外傷がなくても必ず病院に行き、診断と治療を受けてください。

通学中などの事故の場合、保険金の対象となることもあります。保険については第6章学生生活を

## 第 1 1 章

# 緊急時の対応（災害・休講・事故）

保障する保険制度の 2.3.を参照してください。

### 交通事故の加害者になった場合

#### ☆病院及び警察への通報

加害者には事故報告の義務があります。ただちに**警察に通報（110番）**し、相手がケガをしている場合には**病院へ運ぶ手配（119番通報）**をします。

#### ☆相互の連絡先確認

免許証を提示して自分の氏名、住所、電話番号を知らせ、相手の氏名、住所、電話番号を聞く。

#### ☆損害賠償の責任

加害者として治療費や損害賠償責任を問われる場合があるので、親しい日本人やグローバル教育センターにどう対処したらよいかを相談してください（下記損害賠償の交渉を参照）。

### 損害賠償の交渉

負傷の治療が一段落すると、被害者と加害者の間で、治療費や損害賠償などについて示談交渉（話し合いで解決すること）をすることになります。被害者の立場でも加害者の立場でもその交渉はかなり複雑です。よく知っている日本人を通じて相談窓口にご相談するとよいでしょう。グローバル教育センターでも相談に応じています。下記相談先のほか、お住まいの区・市役所に相談窓口が設けてある場合もあります。

#### <📍東京都生活文化スポーツ局ウェブサイト>

交通事故相談

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin\\_anzen/kotsu/jiko-soudan/](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jiko-soudan/)

#### <📍日弁連交通事故相談センターウェブサイト>

交通事故でお困りの方へ

<https://n-tacc.or.jp/>

全国の弁護士会協力の交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談のあっ旋・審査を無料で行っています。相談の方法は面接または電話がありますが、面接相談が基本的な方法です。

## 第 1 1 章

### 緊急時の対応（災害・休講・事故）

< 公益財団法人 交通事故紛争処理センターウェブサイト >

<http://www.jcstad.or.jp/>

学識経験者および弁護士を委員とする中立・独立の機関で和解の斡旋等を行っています。

#### 緊急時の電話連絡先

<p>犯罪・事故（警察）</p> 	<p>110 番</p>
<p>火事（消防車）</p> 	<p>119 番</p>
<p>急病/重症（救急車）</p> 	<p>119 番</p>

24時間対応です。落ち着いて次のことを正確に伝えましょう。

- ・事故か、犯罪か、火事か、急病かという状況
- ・事故がおきた場所。住所か、目印になる建物など
- ・自分の氏名

#### 救急病院（休日診療）

日曜や祝祭日・平日の夜間など病院が休みの時も、急病の場合は救急病院で診察・治療（ただし応急処置のみ）を受けることができます。自分の住んでいる地区でどのような救急病院が利用できるかは下記に電話して聞くことができます。

## 第 1 1 章

### 緊急時の対応（災害・休講・事故）

東京消防庁テレホンサービス（年中無休 24 時間サービス） 医療機関案内

電話：東京都 23 区内 03-3212-2323 [携帯電話 #7119]

多摩地区 042-521-2323 [携帯電話 #7119]

## 第 12 章

### 入学前・卒業前チェックリスト

## 1. 入学前チェックリスト

### (1) 初めて日本に来た方

手続き	外国人留学生ハンドブック参照箇所
<input type="checkbox"/> 住まいを決める	第 8 章 住居
<input type="checkbox"/> ガス・電気・水道・携帯電話・インターネットの使用開始手続き	第 8 章 住居
<input type="checkbox"/> 市・区役所で住民登録をし、住民票を取得する <input type="checkbox"/> 市・区役所で国民健康保険に加入する	第 3 章 日本に在留するための諸手続き 第 6 章 学生生活を保障する保険制度
<input type="checkbox"/> 上記の住民票を学部・研究科へ提出する	第 3 章 日本に在留するための諸手続き
<input type="checkbox"/> 銀行口座を開設する	第 7 章 日常生活と各種手続き
<input type="checkbox"/> 各種情報を新年度の FORMZU で大学に申請する	第 1 章 グローバル教育センター

### (2) 法政大学入学前から日本に住んでいる方（日本で日本語学校や専門学校等に在籍していた方）

全員共通	
手続き	外国人留学生ハンドブック参照箇所
在留資格「留学」の有効期間が 3 ヶ月以上ある場合 <input type="checkbox"/> 入管へ「所属機関に関する届出」をする	第 3 章 日本に在留するための諸手続き
在留資格「留学」の有効期間が 3 ヶ月未満の場合 <input type="checkbox"/> 在留期間の更新をする	第 3 章 日本に在留するための諸手続き

## 第 12 章

### 入学前・卒業前チェックリスト

法政大学進学にともない引越す（または在学中に引越す）	
手続き	外国人留学生ハンドブック参照箇所
<input type="checkbox"/> 不動産会社や管理人に現在の住まいの退去連絡をする（退去の 1~2 か月前）	第 8 章 住居
<input type="checkbox"/> 引越し先の住まいを決める	第 8 章 住居
<input type="checkbox"/> 必要に応じて引越し業者を手配する	
<input type="checkbox"/> ガス・電気・水道・インターネットの解約と精算（現在の住まい）、使用開始（引越し先の住まい）の手続き。	第 8 章 住居
<input type="checkbox"/> 引越し前の市・区役所で転出届を出す（同じ市・区内で引越す場合は転居届）。	第 3 章 日本に在留するための諸手続き
<input type="checkbox"/> 引越し前の市・区役所で国民健康保険証を返却する（同じ市・区内で引越す場合は返却しない）。	第 6 章 学生生活を保障する保険制度
<input type="checkbox"/> 引越す前に部屋をよく掃除し、ごみは決められた曜日・場所に捨てる。家具家電自転車などの粗大ごみは市・区役所の決まりに従って処分する。	第 8 章 住居
<input type="checkbox"/> 引越し先の市・区役所で転入届を出す（同じ市・区内で引越す場合は上記転居届で OK）。	第 3 章 日本に在留するための諸手続き
<input type="checkbox"/> 引越し先の市・区役所で国民健康保険に加入する（同じ市・区内で引越す場合は不要）。	第 6 章 学生生活を保障する保険制度
<input type="checkbox"/> 金融機関、携帯電話会社、クレジットカード会社に住所変更の届出をする	第 7 章 日常生活と各種手続き
<input type="checkbox"/> 法政大学への住所変更届出をする	第 3 章 日本に在留するための諸手続き
<input type="checkbox"/> 郵便局に転居届をする（オンラインは e 転居）	第 3 章 日本に在留するための諸手続き

## 第 12 章

### 入学前・卒業前チェックリスト

## 2. 卒業前チェックリスト

#### 卒業後はアルバイトはできません

就職活動をする方は在留資格「特定活動」に変更し、資格外活動許可を得てからはアルバイト可  
進学する方は「留学」に伴う資格外活動許可があれば進学先に入学後にアルバイト可

全員共通	
手続き	外国人留学生ハンドブック参照箇所
法政大学への手続き <input type="checkbox"/> 必要に応じて、成績証明書・卒業証明書などの発行申請 <input type="checkbox"/> 卒業式に出席しない場合は、所属の学部・研究科で学位記の受取について相談する <input type="checkbox"/> 図書館から借りている本を返却する <input type="checkbox"/> キャリアセンターに進路報告する（キャリア就職システムで進路決定報告をする）	第 2 章 学生生活上の諸手続きと関連事務室

引き続き日本で進学する	
手続き	外国人留学生ハンドブック参照箇所
法政大学の大学院に進学する場合は <input type="checkbox"/> 在留期間に応じて在留更新する	第 3 章 日本に在留するための諸手続き
法政大学以外の他大学に進学する場合は <input type="checkbox"/> 入管へ「所属機関に関する届出」をする	第 3 章 日本に在留するための諸手続き

## 第 12 章

### 入学前・卒業前チェックリスト

日本で就職する	
手続き	外国人留学生ハンドブック参照箇所
<input type="checkbox"/> 就労可能な在留資格に変更する	第 3 章 日本に在留するための諸手続き

引き続き日本で就職活動する	
手続き	外国人留学生ハンドブック参照箇所
<input type="checkbox"/> 在留資格「特定活動」に変更する <input type="checkbox"/> 入管へ「所属機関に関する届出」をする	第 3 章 日本に在留するための諸手続き

母国に帰国する	
手続き	外国人留学生ハンドブック参照箇所
<input type="checkbox"/> 上記の「在学中に引越す」のリストを参照、その他は以下	
市・区役所での手続き <input type="checkbox"/> 国民健康保険証を返却し、保険料を納める <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カードを返却する <input type="checkbox"/> 国民年金加入者は「脱退一時金」の手続き	第 7 章 日常生活と各種手続き
銀行・携帯電話 <input type="checkbox"/> 振込や引き落とし日程を確認してから銀行口座を解約する。電話・インターネット料金やクレジットカードの引き落としがある場合は絶対に解約しない。 <input type="checkbox"/> 携帯電話の解約と精算をする	
<input type="checkbox"/> 入管へ「所属機関に関する届出」をする。	第 3 章 日本に在留するための諸手続き

## 第 12 章

### 入学前・卒業前チェックリスト

<input type="checkbox"/> 出国するときに空港で在留カードを返却する	
---	--

## 付録 1.

# 法政大学の国際交流関係の学生組織

## 1. 法政大学総留学生会



留学生がお互いに親睦をはかり、学業達成のために協力しあうことを目的として自主的に組織している会が法政大学総留学生会です。正規課程の学部留学生は全員が会員となることになっています。年1回の総会などのほか、いろいろな催しを計画していますので積極的に参加することをおすすめします。（次ページの「法政大学総留学生会会則」参照）

総留学生会の活動はみなさん一人一人の積極的な参加と会費で成り立っています。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

また、中国・韓国・台湾などの各国・地域の留学生会も年間を通して新入生歓迎会や夏合宿、スポーツ大会等さまざまな交流活動を行っています。



< @法政大学ウェブサイト >

法政大学総留学生会

<https://www.global.hosei.ac.jp/programs/gairyu/ryugaku/>

## 付録 1.

# 法政大学の国際交流関係の学生組織

## 法政大学総留学生会会則

施行 1979年

2000年12月9日一部改正

2001年12月8日一部改正

2008年12月6日一部改正

2014年12月13日一部改正

2015年12月19日一部改正

2017年12月16日一部改正

2020年12月10日一部改正

### 総留学生会の会則

(名所及び事務所)

第1条 本会は法政大学総留学生会と称し、事務所は法政大学内におく。

(目的)

第2条 本会は留学生相互の親睦をはかり、学業達成のために協力しあうと共に、国際交流を通じて国際理解の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、懇親会、研究会等の開催とその他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は法政大学外国人留学生及びこれに準ずる者として役員会が入会を承認した者とする。

(会員の権利)

第5条 会員は、総会に出席する権利を有し、審議事項に関する議決権をもつことができる。会員は活動目的の正当性について知る権利があり、それを総会に求めることができる。

(総会)

- 第6条
1. 総会は本会の最高の決定機関であり、年に一度開催し本会の活動方針、役員を選出、会計報告その他本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
  2. 役員が必要と認めた場合又会員の1/3以上の請求があった時は臨時に総会を開催することができる。
  3. 総会は選挙権、被選挙権を有する会員1/5以上の出席をもって成立し、議事は出席会員の半数をもって決する。委任状を提出した会員は出席に認める。

(役員会の構成)

- 第7条
1. 役員会の構成は、出身の国・地域からなる留学生会の役員を基本とする。ただし各国・地域の留学生会の役員でない場合も、本会の会員であれば役員に立候補することができ、総会の承認により役員となることができる。
  2. 役員会の構成は最低3つの国・地域以上の留学生会会員で構成されることを基本とし、もし、それが無理な場合はグローバル教育センター事務局職員の承認の上構成される。
  3. 3キャンパス相互の連携を図るため、各キャンパスに所属する留学生を連絡・調整係として置くことができる。

(会長の選出)

## 付録 1.

# 法政大学の国際交流関係の学生組織

第8条 会長は各国・地域の留学生会の役員、または総会が認めた者を候補者とし、総会において投票を行いこれを承認する。

(役員の仕事)

第9条 1. 総会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 総会長以外の役員は会長を補佐し、会長に事故がある時は会長を代行する。

3. 役員は本会の運営に必要な会計、企画、渉外、総務の業務を分担する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、4月から翌年の3月末迄とする。ただし、再任は妨げない。

(役員会)

第11条 1. 役員会は原則として月1回開催する。

2. 役員会は、本会の業務執行に関する事項を決定する。

3. 役員会は役員1/2以上の出席をもって成立し、議事は出席役員過半数をもって決する。

(名誉会長及び顧問)

第12条 1. 本会は名誉会長及び顧問を若干名おくことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、法政大学教職員の中から総会の決定により委任する。

(会則の変更及び解散)

第13条 会則の変更及び解散は総会において決定する。

## 付録 1.

### 法政大学の国際交流関係の学生組織

## 2. その他の学内国際交流会

---

### 法政大学国際学生交流会 : Hi-C Orange

本学の留学生との交流を目的とした日本人学生のサークルです。留学生の日本語スピーチコンテスト、花火大会鑑賞、六大学野球観戦などの活動を通じて、留学生と日本人学生とが互いに理解を深めています。留學生活の最大の収穫は、留學先で良い友人を大勢つくることですので、ぜひこうした会に積極的に参加してみてください。

### 法政大学国際学生交流会 : FiTus

多摩キャンパスを中心に活動する、留学生との交流を目的としたサークルです。留学生歓迎行事や多摩国際交流フェアの運営を行っていますので、ぜひ積極的に参加してみてください。

## 付録 2. グリーン・ユニバーシティをめざして

### 法政大学の環境問題への取り組み

法政大学では 1999 年 3 月に「環境憲章」を制定し、「持続可能な社会」の実現を目指す具体的な取り組みを開始しました。同年 9 月に、総合大学としては日本で初めて“ISO14001”（環境マネジメントの国際規格）の認証を 92 年館（大学院棟）で取得しました。2001 年 10 月からは登録サイトを市ヶ谷キャンパス全体に拡大、2004 年度は多摩キャンパスにおいても環境マネジメントシステムの登録範囲を拡大しました。

2004 年度に、法政大学は第 13 回地球環境大賞「優秀環境大学賞」を受賞しています。

「環境憲章」の具現化として大学では学内の環境改善の取り組みを継続しています。今後、小金井キャンパス及び付属校にも範囲を拡大してゆく予定です。

#### 学校法人 法政大学 環境憲章

学校法人法政大学は、「開かれた法政 21」のヴィジョンのもとに、教育研究をはじめとするあらゆる活動を通じ、地球環境との調和・共存と人間的豊かさの達成を目指し、全学挙げてグリーン・ユニバーシティの実現に積極的に取り組む

※「グリーン・ユニバーシティ」は法政大学の登録商標です



「グリーン・ユニバーシティ」ロゴマーク

#### <法政大学ウェブサイト>

グリーン・ユニバーシティをめざして

[https://www.hosei.ac.jp/kankyokenshou/green\\_university/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54](https://www.hosei.ac.jp/kankyokenshou/green_university/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54)

### 「環境」について学ぼう

環境改善を目指すにあたり、教育・研究機関である大学の責務は、「環境について学ぶ」ことにあります。学生の皆さんそして広く社会に学ぶ機会を提供するために、「環境」をテーマにした講演会やセミナー・シンポジウムなどを開催しています。また「エコツアー」を企画し、実体験を通じて環境問題への理解を深める試みを行っています。これらの企画は随時、掲示によってお知らせしています。あなたも参加してみませんか。

## 付録 2. グリーン・ユニバーシティをめざして

### 少し手間、でも身近なことの実行から

**(1) ゴミを減らそう！** ……ゴミになるものを学内に持ちこまないようにするのはもちろん、ゴミとして捨てるものを減らしていきましょう。例えば、大学では講義やゼミでコピーや資料印刷などで大量の紙類を消費しています。そしてそのほとんどが使用後には捨てられています。両面コピーで紙の使用量を減らしたり、再生紙の利用を進めて省資源を心がけましょう。「古紙回収ボックス」を設けますので使用済みの紙類はこの中へおねがいします。

**(2) ゴミ分別で再資源化を！** ……「燃やせるゴミ」「燃やせないゴミ」「ビン」「カン」「ペットボトル」「乾電池」の6種類の分別ゴミ箱の設置を進めています。リサイクルによる再資源化へご協力を。

**(3) グリーンコンシューマーになろう！** ……「グリーンコンシューマー」とは、商品やサービスを購入する際に、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入しようとする消費者のことです。文房具などもグリーン商品（環境に配慮した商品）が増えてきています。大学としても、学内で販売されるものが環境負荷の小さなものになるよう販売業者に協力を求めています。

### 「環境の世紀」とするために

環境の保全・改善は私たちのライフスタイルを変えることなしには実現できません。「便利で快適な生活」を目指すあまり、資源の大量採取・大量生産・大量廃棄を拡大して来た20世紀型のライフスタイルを変えることは、私たち個人にとっては「少し不自由でちょっと面倒なこと」を実行することになります。でも、大学生活での私たち一人ひとりの具体的な行動が、21世紀を文字通り「環境の世紀」とすることにつながるのです。あなたの生活、変えてみませんか？